

長野市農業振興審議会	
令和 8 年 7 月 14 日	資料 1 - 1

第二期長野市農業振興アクションプラン (令和 8 年度版)

第1 長野市農業振興アクションプラン

1 将来像等

(1) 将来像

本市農業の「将来像」を次のように定めます。

三実^み一体で実現する力強い長野市農業

「実り1」 未来につなぐ！ 豊かな大地に根ざした 誇りある農業

「実り2」 魅力アップ！ 新たな発想に基づき 発展する農業

「実り3」 みんなが主役！ 市民が共に支え育む 人をつなぐ農業

恵まれた自然、豊かな大地に生まれ、先人が築き上げた伝統ある本市農業を受け継ぎ、愛着ある農地、豊かな食文化を、次の世代へ誇りをもって着実に引き継いでいくこと、さらには時代の変化に対応し、新たな発想も加えながら農業の魅力を高め、若者が将来の農業に夢を抱くことができるようにしていくことが大切です。

そして、市民一人ひとりが、農業及び農村の大切さを理解し、地域農業を共に支え合い、応援し、育てていくことが必要となっています。

一人ひとりの小さな実りは、一本の木に実を結び、すべての実りが三実一体（三位一体）で支え合って大木になることで、力強い長野市農業を実現していくことを表しています。

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

農業は、その持続的な発展により、飢餓の終結、経済成長と雇用、技術革新など、SDGsのゴールに直接的に貢献することが期待されます。

関連する主なゴール

ゴール	内容
 2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進します。
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進します。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図ります。
 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現します。
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保します。
 15 陸の豊かさも守ろう	陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止します。
 16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築します。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化します。

2 施策展開の方向性と重点施策

背景

- ・本市の農業就業人口は、年々減少するとともに、平均年齢は上昇しており、後継者不足及び高齢化が進んでいます。一方で、自給的農家数が多く、元気な高齢の農業者が多いと言えます。
- ・平成17年まで上昇していた耕作放棄地面積は、農地の集積・集約化の取組により、平成22年以降は減少に転じましたが、農業の後継者不足及び高齢化に伴い、依然として耕作放棄地率は2割を超えており、その発生抑制と解消が課題となっています。



方向性 1 農業者や新たな就農者が、生き生きと輝き、夢と誇りの持てる農業を実現します。

方向性 2 販売農家のみならず自給的農家や兼業農家、農業に参入する企業、農福連携など、多様な担い手により将来にわたり継続できる農業を実現します。

方向性 3 地域農業の中で中心経営体を育成し、農地を集積・集約するという国の農業政策を踏まえつつ、主力である果樹生産を中心に本市農業の実態に沿った施策を展開します。



重点施策 1 多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進

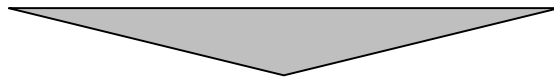
認定農業者など中心的な担い手を育成するとともに、人・農地プランの実質化の取組や、新規就農者、定年帰農者、農業に参入する企業、農福連携に取り組む障害者就労事業所など多様な担い手の確保を通じて、農地の有効利用を推進します。

また、国連「家族農業の10年」の決議を踏まえ、家族で農業を営む自給的農家を引き続き支援します。



背景

- ・主力である果樹を中心に、地域特性を活かした多品目の農産物が生産されています。
- ・人口減少に伴い国内市場の縮小が見込まれるほか、情報通信技術の進展、法人化や企業の農業参入による大規模経営の展開、外食産業の発展による業務用食材の増加など、生産・販売環境等が変化しています。
- ・ライフスタイルの多様化に伴い、食に対する消費者嗜好が変化してきているほか、食品に対する安全・安心意識が高まっています。また、田園回帰志向の高まりを受け、改めて農業及び農村の良さが見直されています。
- ・本市では直売所の数が多いほか、学校給食では県内産の食材が多く使用されています。また、おやきや味噌を使った料理など伝統的な食文化を継承する活動のほか、学習旅行の農家民泊受入れや農業体験など農業及び農村への理解を促進する活動が行われています。



- 方向性 4** 中山間地域をはじめ地形や気候など地域の特長を活かした消費者に魅力的な農産物の生産により農業者と市民の暮らしを支える農業を振興します。
- 方向性 5** 確立されたブランドや伝統を活かしつつ、観光や商工業など他産業と連携し、既存の農業生産基盤を活用した企業的発想に基づく農業経営を実現します。
- 方向性 6** 農村の景観や文化を継承し「農」のある暮らしの豊かさを感じつつ、多様な担い手により時代の変化に対応し災害に耐えられる「産業としての農業」の持続的発展を目指します。



重点施策 2 地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の促進

主力である果樹を中心に、中山間地域をはじめとし地形や気候などの地域特性を活かした多品目の農産物の生産と、販売力の強化を推進するとともに、地産地消の取組や農業体験活動などを通じて農業及び農村に対する市民の理解を促進し、すべての市民が長野市農業の応援隊となることを目指します。



第2 長野市の農業生産額（推計）及び指標

○ 長野市の農業生産額（推計）

品目	令和6年産		令和7年産		生産額増減
	生産額	構成比	生産額	構成比	
米	19.1 億円	9.0 %	26.4 億円	11.5 %	7.3 億円
麦類・雑穀・豆類	0.8 億円	0.4 %	0.8 億円	0.3 %	0.0 億円
野菜（いも類含む）	18.6 億円	8.7 %	17.7 億円	7.7 %	△0.8 億円
果樹	114.0 億円	53.5 %	118.9 億円	51.6 %	4.8 億円
畜産	2.8 億円	1.3 %	2.7 億円	1.2 %	△0.1 億円
花き	3.3 億円	1.5 %	3.5 億円	1.5 %	0.2 億円
栽培きのこ	54.3 億円	25.5 %	60.1 億円	26.1 %	5.8 億円
その他	0.2 億円	0.1 %	0.2 億円	0.1 %	0.0 億円
合計	213.1 億円	100.0 %	230.3 億円	100.0 %	17.2 億円

<農業生産額算出手順>

農業生産額 = 【作付（栽培）面積】×【単収】×【単価】

○ 指標

指標名	内容	現状値 (R2)	令和7年度	目標値 (R8)
地域の中心経営体 (経営体)	各年度末時点で人・農地 プランに掲載されている 経営体の数※	629	1,166	671
農地の利用権設定 面積 (ha)	農業委員会事務局農地情 報公開システム登録面積	752.7	1,022.9	992.7
果樹の新品種・新 技術導入による栽 培面積 (ha)	りんご新わい化、高密度植、 ぶどう新品種の栽培面積 推計値	120.5	174.4	180.5
計画期間の市農業 生産額の累積 (億円)	市全体の農業生産額の令 和4年産から8年産まで (5年間)の累積	192.6	838.5	1,020

※令和7年度から人・農地プランは地域計画へ移行したため、令和7年度の数値は地域計画に掲載された地域内の農業を担う者の数を掲載

第3 長野市農業振興アクションプラン 体系表及び個別事業シート

重点施策	大項目	中項目	No.	小項目（個別事業シート）
施策1 多様な担い手 農地のりと 有効利用の 推進	①農業の多様な担い手の確保と育成	ア 中心的な担い手となる農業者の育成	1	認定農業者
			2	農業者の組織化
			3	農作業支援
			4	新規就農者
		イ 新たな担い手の確保	5	農業研修センター
			6	企業の農業参入
			7	農業協同組合
			8	青年農業者及び女性農業者の活動支援
	②農地の有効利用と農業生産基盤の整備	ア 優良農地の確保と農地の有効利用	9	優良農地の確保
			10	耕作放棄地対策
			11	農地流動化対策
			12	農業生産基盤整備
		イ 農業生産基盤の整備と維持管理	13	湛水防除（農業用排水機場の整備）
			14	農地・水路等の適切な保全管理
施策2 地域の特性を 活かした生産 振興と販売力 強化の促進	③地域の特性を活かした生産振興	ア 主要農畜産物の生産振興	15	果樹振興（りんご）
			16	果樹振興（もも）
			17	果樹振興（ぶどう）
			18	野菜振興
			19	花き振興
			20	きのこ振興
			21	水稻振興
			22	地域奨励作物
			23	畜産振興（牛・豚など）
			24	めん羊振興（サフォーク）
		イ 中山間地域の生産振興	25	中山間地域の農地維持
			26	中山間地域の生産振興
		ウ 安全・安心な農産物づくり	27	環境にやさしい農業の推進
			28	農業生産工程管理
		エ 災害対策・野生鳥獣対策	29	災害対策
				令和元年東日本台風災害からの復旧・復興
			30	野生鳥獣被害防除対策
	④農産物の販売力強化と他産業との連携	ア 販路の拡大	31	農業協同組合による販売活動
			32	農家の直接販売
			33	ジビエの活用
		イ 付加価値の向上	34	6次産業化、農商工連携
			35	スマート農業
			36	農福連携
	⑤農業・農村に対する理解の促進	ア 地産地消	37	地産地消の推進
			38	農業体験交流
		イ 都市と農村の交流	39	小中学生農家民泊誘致
			40	市民農園（市民菜園）

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 1

区 分	内 容																															
項 目 (担 当)	認定農業者 農業政策課農政担当																															
経 過 ・ 現 況	市は、認定農業者制度に基づいて、中心的な担い手となる農業者を育成している。 認定農業者制度とは、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする5年間の計画を市が認定するもので、認定を受けた農業者に対して重点的に支援している。 ○認定の基準となる農業経営の目標（主たる農業従事者1人当たり） ・年間農業所得 500 万円程度（中山間地域 300 万円程度） ・年間労働時間 2,000 時間程度 ○主な支援 (1) 国の制度 ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）…貸付当初5年間の無利子化 ・農業者年金の保険料補助…35歳未満6千円～1万円/月、 35歳以上4千円～6千円/月 ・経営所得安定対策…畑作物の直接支払交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和対策 (2) 市の支援 ・農業専門指導員 市農業政策課に配置し、経営改善計画の審査・指導などを行っている。 ・農業機械化補助金（補助率1/2以内、限度額50万円） ・スマート農業用機械等導入支援（補助率1/2以内、限度額200万円） ※令和3年度創設																															
現況等のデータ	○認定農業者の推移（人） <table><tr><th>区分</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td>認定農業者※1</td><td>310(6)</td><td>308(7)</td><td>305(7)</td><td>326(9)</td><td>320(10)</td></tr><tr><td>新規認定</td><td>20</td><td>29</td><td>26</td><td>30</td><td>35</td></tr><tr><td>再認定</td><td>55</td><td>40</td><td>34</td><td>18</td><td>46</td></tr><tr><td>未継続</td><td>50</td><td>31</td><td>29</td><td>9</td><td>41</td></tr></table> ※1 カッコは内数で女性の人数 ○認定農業者の耕作面積 ・926ha（R8.3.31現在） ※1人当たり平均 3ha ○地区別認定農業者数 ・平坦地 238人 中山間地 82人（R8.3.31現在）		区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	認定農業者※1	310(6)	308(7)	305(7)	326(9)	320(10)	新規認定	20	29	26	30	35	再認定	55	40	34	18	46	未継続	50	31	29	9	41
区分	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																											
認定農業者※1	310(6)	308(7)	305(7)	326(9)	320(10)																											
新規認定	20	29	26	30	35																											
再認定	55	40	34	18	46																											
未継続	50	31	29	9	41																											

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 1

策定時（R3） の 評 価	・新規認定は20人程度と総数は微減。高齢等の理由で再認定を受けない者もいる。 ・認定農業者の数は、地域により偏りがあり、平坦地が多く、中山間地が少ない。
取 組 方 針	・認定農業者の増加に向けて取り組む。 ・経営規模の拡大に向けて取り組む。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・認定農業者制度のメリットの啓発を強化する。 ・農地集積化や農業機械の導入に対して支援する。 ・農業専門指導員や県農業農村支援センター等と連携し、技術支援する。 ・認定後のフォローアップをする。
実 施 状 況 (令和7年度)	・認定農業者の候補者及び再認定者に対して、認定のメリットや各種補助金制度を説明し、認定農業者の掘起しを図った。 ・認定後3年目の者を対象に、書面によるフォローアップ22人と面談によるフォローアップを29人実施した。

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 2

区 分	内 容																														
項 目 (担 当)	農業者の組織化 農業政策課農政担当・生産振興担当・長野市農業公社																														
経 過 ・ 現 況	生産性向上と地域における営農活動の継続を図るため、地域の実情を勘案し、集落営農による農業生産の組織化を支援している。 ○主な支援 (1) 農業法人化事業（農業公社） 農業者グループの法人化に際し、設立及び増資に対する出資又は助成を行っている。 ・ 出資：法人の出資総額又は資本金の 1/2 未満で、限度額 500 万円 ・ 助成：法人の出資総額又は資本金の 1/2 未満で、限度額 250 万円 (2) 集落営農への支援（交付金） 組織の規約を有し、共同販売経理を行う集落営農組織化に対して、国の経営所得安定対策（価格低下による収入の補填や生産費と販売価格の差額の直接交付）の対象として支援している。 (3) 農業機械化補助金（共同） 営農組織化又は法人化を目指す団体（受益戸数 5 戸）が共同購入する農業機械に対して補助している。 ・ 補助率3/10以内、限度額 300万円 (4) スマート農業用機械等導入支援（共同）※令和 3 年度創設 5 戸以上の農業者で組織された団体及び法人経営の認定農業者・認定新規就農者に対して補助するもの。 ・ 補助率 5/10 以内、限度額 200 万円																														
現況等のデータ	○農業法人化事業 <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>件数</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>出資・助成(千円)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table> ○集落営農数（経営所得安定対策の対象となるもの） <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>件数</td><td>13</td><td>12</td><td>11</td><td>11</td><td>10</td></tr></table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	件数	0	0	0	0	0	出資・助成(千円)	0	0	0	0	0		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	件数	13	12	11	11	10
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																										
件数	0	0	0	0	0																										
出資・助成(千円)	0	0	0	0	0																										
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																										
件数	13	12	11	11	10																										

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 2

	○農業機械化補助金（共同） <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>件数</td><td>2</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td></tr><tr><td>事業費（千円）</td><td>8, 210</td><td>6, 300</td><td>29, 981</td><td>32, 939</td><td>11, 820</td></tr><tr><td>補助額（千円）</td><td>2, 463</td><td>1, 890</td><td>7, 962</td><td>9, 881</td><td>3, 000</td></tr></table> ○スマート農業用機械等導入支援（共同） <table><tr><td>項 目</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>件数</td><td>1</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>事業費（千円）</td><td>2, 980</td><td>0</td><td>5, 268</td><td>1, 193</td><td>2, 146</td></tr><tr><td>補助額（千円）</td><td>2, 086</td><td>0</td><td>3, 687</td><td>596</td><td>1, 073</td></tr></table> ※R3 から R5 までは、補助率が 7/10 以内		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	件数	2	1	3	4	1	事業費（千円）	8, 210	6, 300	29, 981	32, 939	11, 820	補助額（千円）	2, 463	1, 890	7, 962	9, 881	3, 000	項 目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	件数	1	0	3	1	1	事業費（千円）	2, 980	0	5, 268	1, 193	2, 146	補助額（千円）	2, 086	0	3, 687	596	1, 073
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																												
件数	2	1	3	4	1																																												
事業費（千円）	8, 210	6, 300	29, 981	32, 939	11, 820																																												
補助額（千円）	2, 463	1, 890	7, 962	9, 881	3, 000																																												
項 目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																												
件数	1	0	3	1	1																																												
事業費（千円）	2, 980	0	5, 268	1, 193	2, 146																																												
補助額（千円）	2, 086	0	3, 687	596	1, 073																																												
策 定 時（R 3） の 評 価	・ 農業公社による法人化への支援（出資・補助）実績は、年に 1 件程度であり法人化の動きは鈍い。 ・ 集落営農や共同利用の機械化補助の実績は、一定数を維持している。																																																
取 組 方 針	・ 法人化又は集落営農の増加に向けて取り組む。																																																
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 組織化の意向のある農業者グループに対して、法人化の支援制度について周知する。 ・ 集落営農を目指す農業者に対して制度を周知する。																																																
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・ 経営所得安定対策の対象として、10 組織の集落営農が継続的に活動に取り組めるよう支援した。 ・ 共同利用の農業機械（トラクター）、スマート農業用機械（ドローン）の導入に対し支援した。 ・																																																

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 3

区 分	内 容																																		
項 目 (担 当)	農作業支援 長野市農業公社																																		
経 過 ・ 現 況	市内の農業協同組合（ＪＡ）が実施していた機械作業や繁忙期の農作業支援事業を引き継ぎ、平成 19 年度から長野市農業公社が実施している。 ○主な事業 (1) 機械作業事業 農家から申し込みを受けた機械作業を、各地区の受託組合や機械を所有するオペレーターへ仲介・あっ旋し、農家を支援している。 (2) 農作業お手伝いさん事業 農作業お手伝いさんにより繁忙期の果樹作業等を支援している。 (3) 専門作業事業 農家から申し込みを受けた剪定作業を、専門作業員へ仲介・あっせんし、農家を支援している。 (4) 農福連携推進事業 農業分野の労働力不足と福祉分野の就労機会不足など、双方の課題解決に向けて農福連携の取り組みを推進している。																																		
現況等のデータ	○機械作業事業 <table><tr><th>作業内容</th><th>作業料金</th><th>機械作業委託料</th></tr><tr><td>耕起（水田）</td><td>970～1,240 円/a</td><td>940～1,202 円/a</td></tr><tr><td>代かき</td><td>970～1,600 円/a</td><td>940～1,552 円/a</td></tr><tr><td>田植え</td><td>970～1,680 円/a</td><td>940～1,629 円/a</td></tr><tr><td>米収穫（コンバイン）</td><td>2,710～3,600 円/a</td><td>2,628～3,492 円/a</td></tr><tr><td>籾運搬</td><td>401～540 円/a</td><td>388～523 円/a</td></tr><tr><td>そば収穫</td><td>900 円/a</td><td>873 円/a</td></tr></table> ※単価は、地域やほ場等の条件により異なる。 ○お手伝いさん事業・専門作業事業 <table><tr><th>作業内容</th><th>作業料金</th><th>賃金</th></tr><tr><td>一般作業（果樹・野菜）</td><td>1,252 円/時</td><td>1,088 円/時</td></tr><tr><td>早朝作業</td><td>1,305 円/時</td><td>1,154 円/時</td></tr><tr><td>専門作業（剪定）</td><td>1,500～2,300 円/時</td><td>1,455～2,231 円/時</td></tr></table> ※専門作業（剪定）の単価は、地域やほ場等の条件により異なる。		作業内容	作業料金	機械作業委託料	耕起（水田）	970～1,240 円/a	940～1,202 円/a	代かき	970～1,600 円/a	940～1,552 円/a	田植え	970～1,680 円/a	940～1,629 円/a	米収穫（コンバイン）	2,710～3,600 円/a	2,628～3,492 円/a	籾運搬	401～540 円/a	388～523 円/a	そば収穫	900 円/a	873 円/a	作業内容	作業料金	賃金	一般作業（果樹・野菜）	1,252 円/時	1,088 円/時	早朝作業	1,305 円/時	1,154 円/時	専門作業（剪定）	1,500～2,300 円/時	1,455～2,231 円/時
作業内容	作業料金	機械作業委託料																																	
耕起（水田）	970～1,240 円/a	940～1,202 円/a																																	
代かき	970～1,600 円/a	940～1,552 円/a																																	
田植え	970～1,680 円/a	940～1,629 円/a																																	
米収穫（コンバイン）	2,710～3,600 円/a	2,628～3,492 円/a																																	
籾運搬	401～540 円/a	388～523 円/a																																	
そば収穫	900 円/a	873 円/a																																	
作業内容	作業料金	賃金																																	
一般作業（果樹・野菜）	1,252 円/時	1,088 円/時																																	
早朝作業	1,305 円/時	1,154 円/時																																	
専門作業（剪定）	1,500～2,300 円/時	1,455～2,231 円/時																																	

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ア 中心的な担い手となる農業者の育成

No. 3

現況等のデータ	○機械作業事業									(ha・戸)
	項目	春				秋				利用 農家数 (戸)
		耕起	代かき	田植え	水稻 防除	耕起	米 収穫	籾 運搬	そば 収穫	
	R 3	57.4	72.1	79.4	33.2	21.4	114.5	571.6t	0	2,191
	R 4	51.0	69.7	66.9	34.9	18.9	116.2	536.0t	0.9	2,260
	R 5	57.1	71.0	66.8	25.2	23.4	108.2	447.0t	1.3	2,159
	R 6	49.3	66.9	54.2	21.8	21.3	94.8	437.2t	1.4	1,998
	R 7	54.6	73.1	61.0	23.1	21.6	108.3	514.4t	1.6	2,059
	○農作業お手伝いさん事業・専門作業事業									(人・時間)
	項目	一般作業		小計 (時間)	利用 農家数	お手伝い さん 人数	専門作業 (剪定)			
春		秋								
	R 3	56,681	29,040	85,721	359	195	4,783			
	R 4	66,188	32,154	98,342	393	199	4,394			
	R 5	57,472	27,385	84,857	297	191	4,286			
	R 6	56,690	28,610	85,300	343	158	3,723			
	R 7	51,051	25,452	76,503	315	160	4,119			
策 定 時 (R 3) の 評 価	・お手伝いさん事業の利用希望農家数は増加しているが、お手伝いさん人数(雇用契約者数)は不足している。お手伝いさんの高齢化が進んでおり、労働日数の減少等課題がある。									
取 組 方 針	・お手伝いさん事業の繁忙期における人数不足の解消を図る。 ・農業公社に農福連携コーディネーターを配置し、障害者就労支援施設等と連携しながら農作業お手伝いさんを育成し、農家へ派遣する仕組みをつくる。									
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・J Aなど関係機関と協力し、お手伝いさんの募集強化に取り組む。 ・農家の要望に応えるために、技術力及び事故防止意識の向上のためお手伝いさんの研修を充実する。 ・障害者を対象とした農作業技術講習会の企画や、農作業の依頼に対する障害者の派遣調整(マッチング)を行う。									
実 施 状 況 (令和7年度)	・お手伝いさん事業における雇用契約者数は160人だった。 ・お手伝いさん募集は、「広報ながの」で年2回周知するとともに、複数の民間新聞にも募集広告を掲載した。また、市の関係施設(約50)でのチラシ配置やお手伝いへの紹介依頼、ホームページ、SNSも活用して、広く情報発信を行った。 ・安全衛生管理の徹底と農作業技術向上に向けて研修会(延べ参加者数は394人)や圃場巡回(春9回、秋10回)を実施した。									

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 4

区 分	内 容
項 目 (担 当)	新規就農者 農業政策課農政担当
経 過 ・ 現 況	農業者の高齢化、担い手不足が深刻化しており、新規就農者を支援している。 ○主な支援 (1)研修・営農資金※¹に対する助成（50歳未満※²） ・国 青年就農給付金（H24～H29） 年間最大150万円（準備型2年間、経営開始型5年間） 経営開始型の令和3年度採択者から、経営開始1年目～3年目150万円/年、 経営開始4年目～5年目120万円/年（新規受付は令和3年度で停止） ※1 平成29年度から農業次世代人材投資資金に事業名変更 ※2 平成31年度から年齢要件について45歳未満を50歳未満に引き上げ ・国 新規就農者育成総合対策（R4～） 年間最大150万円（就農準備資金2年間、経営開始資金3年間） 経営発展支援事業（上限750万円又は375万円 補助率3/4） (2)その他新規就農者への支援制度（全て市単独） ・親元就農者支援事業（50歳未満の親元就農者 年間120万円 3年間） ※平成30年度創設 ※令和6年度から年齢要件について45歳未満を50歳未満に引き上げ ・農業機械化補助金（補助率1/2以内 上限80万円） ・研修生の受け入れ里親農家への指導謝金（1年目県、2年目市） ・農業体験受入事業（市外在住の18歳以上60歳以下の者 交通費・宿泊費・ 傷害保険料を助成 上限2万円/回） ※令和3年度創設 ・「農×食」体験ツアー事業（農業体験に加え、地元食材を味わい観光地を巡 るパッケージ型ツアーを開催。市外在住の18歳以上60歳以下の者を対象に、 旅費を助成 上限2万円/回） ※令和7年度創設 ※就農促進奨励金、新規就農者支援事業は平成29年度廃止 ○新規就農者の募集 ・「新・農業人フェア」への就農相談ブース出展 ・長野県・市町村・JA合同就農相談会へのブース出展 ・県等が主催する就農相談会への参加 ・国や県の新規就農者向けWEBサイト、市WEBサイト等への情報掲載 ○新規就農者へのフォローアップ ・給付金受給者に対して、ほ場調査、面接等を行っている。

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 4

現況等のデータ	○新規就農者数の推移					(人)	
	項目		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	新規就農者		47	48	67	67	52
	■新規就農者のうち給付金活用状況の内訳						
	給付金等対象者		9	7	7	9	5
	給付金種類	農業次世代人材投資事業	4				
		新規就農者育成総合対策		3	3	4	1
		親元就農者支援事業	5	4	4	5	4
	給付金を受けない新規就農者		38	41	60	58	47
	■新規就農者のうち参入形態の内訳						
	農家子弟		6	4	5	5	5
	新規参入		41	44	62	62	47
	※各事業において、初めて給付を受けた年度に計上						
策 定 時 (R 3) の 評 価	・平成 23 年度から市単独の新規就農者支援事業を創設し、平成 24 年度から国の青年就農給付金事業が開始された。 ・国の農業次世代人材投資事業（経営開始型）（旧青年就農給付金）の対象者は、県外相談会への積極的な参加や県・J A 等関係機関との連携により平成 24 年度以降で平均 6 名程度を確保できている。 ・平成 30 年度に創設した親元就農者支援事業の対象者は、認定農業者等への周知を毎年実施したことにより、令和 2 年度までに 18 名を支援した。						
取 組 方 針	・新規就農者の増加に向けて取り組む。 ・定年帰農者など様々な担い手を確保・育成する。						
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・農業研修センターにおいて研修コースや講座の実施により、定年帰農者など多様な担い手に対して農業技術の習得支援を進める。 ・生産振興、販売支援等の施策を総合的に進め、農業所得向上により農業への就業意欲を高める。 ・新規就農希望者に対する効果的な募集方法を検討する。 ・新規就農者のうち、I ターン者・U ターン者などに対して、必要に応じて空き家情報を提供する。 ・専業農家だけでなく兼業農家を育成する取組を研究する。 ・自営農業者だけでなく農業法人へ就職する「雇用就農」を増やす。 ・地域おこし協力隊員の就農を支援する。						

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 4

実施状況 (令和7年度)	・新規就農希望者に対して農業専門指導員や長野農業農村支援センターの就農コーディネーターとともに随時、相談に対応し、本人の適性や希望する就農形態等に応じて提案を行った。 ・長野地域就農相談会に12回参加し、就農希望者の相談に17件応じた。農業体験を勧めるなど研修及び就農につながるように対応した。 ・長野県市町村・JA合同就農相談会、マイナビ農林水産FEST、新・農業人フェア各1回に出展し、就農希望者の相談に27件応じた。 ・給付金等対象者は5人、給付金等を受給しない農家創設者が47人となった。 ・50歳未満で退職等を伴い親元就農する認定農業者の子（孫）の親元就農者4名を支援した。 ・ももとりんごの「農×食」体験ツアーに7人が参加し、果樹生産者や農産物加工事業者などと交流を行った。 ・就農希望者の農業体験事業では、延べ9人を受け入れ農作業体験を行った。
-------------------------	---

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 5

区 分	内 容																																																						
項 目 (担 当)	農業研修センター 農業政策課農政担当																																																						
経 過 ・ 現 況	定年帰農者、農業に関心のある市民、農業への参入を希望する企業など多様な人材を農業の担い手として育成するため、農業研修センターを開設した。 ○施設概要 ・ 設置 平成 29 年 4 月 ・ 全体面積 12,801 m² 内訳：研修センター（駐車場含）用地 2,249 m²、研修農園用地 10,552 m² ・ 建物 2 棟 内訳：研修・休憩棟 152 m²、倉庫 76 m² ・ 研修内容 <table><tr><th>コース</th><th>期間</th><th>定員</th></tr><tr><td>担い手育成(野菜)コース</td><td>1 年間</td><td>15 名</td></tr><tr><td>野菜づくり中級コース</td><td>1 年間</td><td>16 名</td></tr><tr><td>野菜づくり初級コース</td><td>4 月～12 月</td><td>48 名</td></tr><tr><td>企業育成コース</td><td>1 年間</td><td>2 社</td></tr><tr><td>りんご栽培コース</td><td>1 年間</td><td>5 名</td></tr></table> (令和 8 年度募集時) ※りんご栽培コースは令和 7 年度から開講	コース	期間	定員	担い手育成(野菜)コース	1 年間	15 名	野菜づくり中級コース	1 年間	16 名	野菜づくり初級コース	4 月～12 月	48 名	企業育成コース	1 年間	2 社	りんご栽培コース	1 年間	5 名																																				
コース	期間	定員																																																					
担い手育成(野菜)コース	1 年間	15 名																																																					
野菜づくり中級コース	1 年間	16 名																																																					
野菜づくり初級コース	4 月～12 月	48 名																																																					
企業育成コース	1 年間	2 社																																																					
りんご栽培コース	1 年間	5 名																																																					
現況等データ	○受講者数 ・ 研修コース <table><tr><th>年度 コース</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td>担い手育成（野菜）コース</td><td>14 名</td><td>19 名</td><td>11 名</td><td>20 名</td><td>19 名</td></tr><tr><td>野菜づくり中級コース</td><td>20 名</td><td>21 名</td><td>18 名</td><td>14 名</td><td>16 名</td></tr><tr><td>野菜づくり初級コース</td><td>36 名</td><td>63 名</td><td>51 名</td><td>51 名</td><td>55 名</td></tr><tr><td>企業育成コース</td><td>2 社</td><td>1 社</td><td>1 社</td><td>1 社</td><td>2 社</td></tr><tr><td>りんご栽培コース</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>6 名</td></tr></table> ・ 特別講座 <table><tr><th>年度 講座</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td>市民向け講座</td><td>5 名</td><td>46 名</td><td>36 名</td><td>28 名</td><td>22 名</td></tr><tr><td>農業者向け講座（専門講座）</td><td>12 名</td><td>43 名</td><td>45 名</td><td>29 名</td><td>40 名</td></tr></table>	年度 コース	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	担い手育成（野菜）コース	14 名	19 名	11 名	20 名	19 名	野菜づくり中級コース	20 名	21 名	18 名	14 名	16 名	野菜づくり初級コース	36 名	63 名	51 名	51 名	55 名	企業育成コース	2 社	1 社	1 社	1 社	2 社	りんご栽培コース	—	—	—	—	6 名	年度 講座	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	市民向け講座	5 名	46 名	36 名	28 名	22 名	農業者向け講座（専門講座）	12 名	43 名	45 名	29 名	40 名
年度 コース	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																		
担い手育成（野菜）コース	14 名	19 名	11 名	20 名	19 名																																																		
野菜づくり中級コース	20 名	21 名	18 名	14 名	16 名																																																		
野菜づくり初級コース	36 名	63 名	51 名	51 名	55 名																																																		
企業育成コース	2 社	1 社	1 社	1 社	2 社																																																		
りんご栽培コース	—	—	—	—	6 名																																																		
年度 講座	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																		
市民向け講座	5 名	46 名	36 名	28 名	22 名																																																		
農業者向け講座（専門講座）	12 名	43 名	45 名	29 名	40 名																																																		

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 5

策定時(R3) の 評 価	・各研修コースの受講者、農業者向けや親子向けの特別講座は、一定数を維持している。 ・長野地域連携中枢都市圏の連携事業として、連携市町村でも募集チラシを配布し、市外からの受講者を受け入れている。
取 組 方 針	・農業の担い手の育成や、農業への関心を高める。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・広報ながの、新聞広告等を活用し、受講者を確保する。 ・農業の起業や経営に関するセミナーの開催を通じて、企業の農業参入を促進する。 ・県、JA、農業委員会や農業公社等の関係機関と連携して、就農に向け営農相談や農地あっ旋等の支援をする。 ・農業者向けの農業簿記講座による農業経営や親子向けの野菜づくり食農講座による特別講座等を実施し、農業経営の知識や農業への関心を高める。
実 施 状 況 (令和7年度)	・農業者向け講座や市民向け講座の実施等、通年講座の他に開催している農業経営に役立つ特別講座の充実を図った。 ・受講生に今後の農業へのかかわり方などを聴くアンケートを実施し、研修内容の改善に生かすとともに、農地の取得や借入の希望者に情報を提供した。

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 6

区 分	内 容				
項 目 (担 当)	企業の農業参入 農業政策課農政担当・農業戦略企画室				
経 過 ・ 現 況	市では企業の農業参入を促進するため、次の取組を行っている。 ○主な市の支援 (1) 農業経営相談 農業専門指導員等による技術指導や農業公社による農地あつ旋などにより、農業参入を希望している企業に対して、企業からの農業経営相談に総合的に対応している。 (2) 企業等農業参入支援事業費補助金 市内で新たに農業に参入しようとする企業等及び農業法人に対して、令和7年度から支援を行っている。 ・補助率 1/2 以内、上限：農地等の賃借料 20 万円、農地等の購入費 100 万円、土壌改良費 100 万円、施設機械整備費 1,000 万円 ○企業参入の法制度 ・企業の農業参入方法については、農地を利用する方法と農地を利用しない方法（植物工場等）がある。 ・農地を利用する方法については、農地法の要件を満たし、農地所有が可能な農業生産法人に加え、平成 21 年 12 月の改正農地法により、農業生産法人以外の一般法人についても、貸借であれば農業参入が可能となり、新規参入の要件が大幅に緩和された。 農業生産法人は、平成 28 年 4 月から農地所有適格法人に名称変更になり、要件が緩和された。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>要件（農地法）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地所有適格法人 (H28. 4. 1～)</td><td> ・法人形態…株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社 ・事業内容…主たる事業が農業（農産物の加工、販売など関連事業を含む。）であること。 ・構 成 員…農業関係者以外の総議決権が 2 分の 1 未満であること。 ・役 員…役員の過半が農業に常時従事し、役員又は重要な使用人のうち、一人以上が農作業に従事すること。 </td></tr> </tbody> </table>	区分	要件（農地法）	農地所有適格法人 (H28. 4. 1～)	・法人形態…株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社 ・事業内容…主たる事業が農業（農産物の加工、販売など関連事業を含む。）であること。 ・構 成 員…農業関係者以外の総議決権が 2 分の 1 未満であること。 ・役 員…役員の過半が農業に常時従事し、役員又は重要な使用人のうち、一人以上が農作業に従事すること。
区分	要件（農地法）				
農地所有適格法人 (H28. 4. 1～)	・法人形態…株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社 ・事業内容…主たる事業が農業（農産物の加工、販売など関連事業を含む。）であること。 ・構 成 員…農業関係者以外の総議決権が 2 分の 1 未満であること。 ・役 員…役員の過半が農業に常時従事し、役員又は重要な使用人のうち、一人以上が農作業に従事すること。				

① 農業の多様な担い手の確保と育成

イ 新たな担い手の確保

No. 6

	農業参入可能な一般法人 ・貸借契約に、農地を適正に利用していないと認められる場合に解除する条件が付されていること。 ・地域における適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業を行うと認められること。 ・業務執行役員が1人以上農業に常時従事すると認められること。
現況等のデータ	○農業経営体（法人）の数（R8.3.31現在）※農地を利用するものに限る。 ・農地所有適格法人 20 法人（うち農事組合法人 3、その他の法人 17） ・一般法人 48 法人（うち農事組合法人 2、その他の法人 46）
策定時（R3）の評価	・農地を利用する一般法人25のうち、農家の協業組織である農事組合法人を除いたその他の法人（農業参入企業）は24法人に増加し、平成21年12月の改正農地法施行以後、年平均2法人が参入している。
取組方針	・農業に参入する企業の増加に向けて取り組む。
具体的取組（アクションプラン）	・農業参入を希望する企業等に、利用可能な農地等の情報などを提供する。 ・農業研修センターの企業育成コースにおいて人材育成や技術習得を支援する。 ・商工業や観光業など他産業と連携し、既存の農業生産基盤を活用した企業の発想に基づく農業施策を研究する。
実施状況（令和7年度）	・農業研修センターの企業育成コースを2社が受講した。 ・法人の農家創設について、相談や助言などで総合的に対応した。 ・企業等農業参入支援事業費補助金を創設するとともに、戦略的な事業構想の整理、誘致対象地の検討、参入候補企業への初期アプローチを実施した。

① 農業の多様な担い手の確保と育成
ウ 農業者を支える団体の活動支援

No. 7

区 分	内 容																																																															
項 目 (担 当)	農業協同組合（ＪＡ） 農業政策課生産振興担当																																																															
経 過 ・ 現 況	農業協同組合（ＪＡ）は、農業協同組合法に基づく法人で、本市には２つの総合農協（グリーン長野農業協同組合・ながの農業協同組合）と１つの専門農協（共和園芸農業協同組合）がある。 ＪＡの営農技術員が行う営農指導活動は、長野市の農業生産力の増進と農業者の経済的、社会的地位の向上を担っており、この営農指導活動の実践をより効果的なものにするため、２つの総合農協に対して支援している。																																																															
現況等のデータ	農業協同組合正組合員戸数 (戸) <table><tr><td></td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>グリーン長野</td><td>6,014</td><td>5,673</td><td>5,371</td><td>5,147</td><td>4,908</td><td>4,718</td></tr><tr><td>ながの</td><td>7,857</td><td>7,874</td><td>8,399</td><td>8,213</td><td>7,743</td><td>7,796</td></tr></table> ※ながの農協は、長野市外の組合員を除く。 ○農業協同組合営農指導員数推移 (人) <table><tr><td></td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>グリーン長野</td><td>23</td><td>21</td><td>21</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td></tr><tr><td>ながの</td><td>17</td><td>16</td><td>17</td><td>17</td><td>18</td><td>17</td></tr></table> ※ながの農協は市内外の正組合員の割合で按分 ○農業協同組合販売品販売高 (億円) <table><tr><td></td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>グリーン長野</td><td>55.3</td><td>52.4</td><td>54.8</td><td>56.8</td><td>62.3</td><td>58.4</td></tr><tr><td>ながの</td><td>53.9</td><td>49.9</td><td>54.7</td><td>54.5</td><td>59.1</td><td>59.0</td></tr></table> ※ながの農協は、信濃町、飯綱町、小川村分含む。		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	グリーン長野	6,014	5,673	5,371	5,147	4,908	4,718	ながの	7,857	7,874	8,399	8,213	7,743	7,796		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	グリーン長野	23	21	21	22	22	22	ながの	17	16	17	17	18	17		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	グリーン長野	55.3	52.4	54.8	56.8	62.3	58.4	ながの	53.9	49.9	54.7	54.5	59.1	59.0
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																										
グリーン長野	6,014	5,673	5,371	5,147	4,908	4,718																																																										
ながの	7,857	7,874	8,399	8,213	7,743	7,796																																																										
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																										
グリーン長野	23	21	21	22	22	22																																																										
ながの	17	16	17	17	18	17																																																										
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																										
グリーン長野	55.3	52.4	54.8	56.8	62.3	58.4																																																										
ながの	53.9	49.9	54.7	54.5	59.1	59.0																																																										
策 定 時 (R 3) の 評 価	・ 組合員戸数及び販売高が減少傾向にある。 ・ J Aの営農指導活動は、農業生産力の増進と農業者の経済的地位の向上に貢献している。																																																															
取 組 方 針	・ 市は、県の農業農村支援センターの営農指導活動と連携し、J Aへの支援を通じて農家の技術力の向上を目指す。																																																															
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ J Aと市との情報交換を定期的に行い、農家の実情を把握するとともに、J Aの営農活動推進を支援する。																																																															
実 施 状 況 (令和7年度)	・ 農協と市で農業振興アクションプランに係るワーキンググループを1回開催し、農産物の生産及び販売状況に関する情報交換を行った。 ・ 農協が栽培講習会、税務相談など各種講習会等を開催し、農家の栽培技術及び経済的地位の向上を支援した。																																																															

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ウ 農業者を支える団体の活動支援

No. 8

区 分	内 容					
項 目 (担 当)	青年農業者及び女性農業者の活動支援 農業政策課農政担当・農業戦略企画室					
経 過 ・ 現 況	農業者の高齢化が進み、地域で青年就農者が孤立するケースが多く見られる中で、青年農業者が地域を越えて交流し、情報共有や相互研修等を行う場を確保するため、昭和 42 年から長野市農業青年協議会が設立されている。 また、食生活やライフスタイルの変化により、地域や家庭で受け継がれてきた食文化や伝統食に触れる機会が少なくなっている。長野市農村女性ネットワーク研究会は、こうした地域の食文化や農の伝統を伝える役割を担い活動している。 ※「長野市農村女性ネットワーク研究会」について、令和 7 年度に、団体名称を「長野市農と食のネットワーク」に改めて活動を実施 ○長野市農業青年協議会の主な活動 (1) 各種研修事業 ・農業関係制度研修会、会員は場視察研修、先進的事例視察研修、長野地域農業青年プロジェクト・意見発表大会への参加 など (2) 新規就農者への加入勧誘、激励会開催及び新規就農者等の交流会 (3) 農産物の販売イベント、展示会などでの P R ・長野市農業フェア、長野市農産物 P R イベント ほか ○長野市農村女性ネットワーク研究会の主な活動 (1) 食文化と農の啓発活動 ・食農講座（小学校でのみそ作り指導など）の開催 ・市民向け講座「食農ときめき講座」の開催 ・地産地消料理教室の実施 (2) 各種イベント、研修会への参加 ○家族経営協定 家族一人ひとりが尊重される家庭づくりに向け、魅力ある農業と暮らしを営んでいくための一つの方法として、家族で話し合い、役割分担、休日、労働報酬、労働時間等、一定のルールをつくる取組み。					
現況等のデータ	○長野市農業青年協議会の状況 (人)					
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
農業青年協議会会員数	81	85	86	85	89	95
新規加入者数	3(2)	4(3)	3(0)	4(0)	4(0)	10(4)
※（ ）内は新規就農者育成総合対策・親元就農者支援事業・農業次世代人材投資事業の支援受給者						

① 農業の多様な担い手の確保と育成
ウ 農業者を支える団体の活動支援

No. 8

	○長野市農と食のネットワークの状況 (人) <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>会員数</td><td>57</td><td>57</td><td>41</td><td>44</td><td>39</td></tr><tr><td>ときめき講座参加者数</td><td>15</td><td>14</td><td>16</td><td>17</td><td>15</td></tr></table> ○家族経営協定 (戸) <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>家族経営協定</td><td>277</td><td>280</td><td>282</td><td>285</td><td>291</td></tr></table> ○女性起業グループ <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>女性起業グループ数</td><td>18</td><td>17</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td></tr></table> ○J Aの女性理事 (人) <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>J Aグリーン長野</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>J Aながの</td><td>3</td><td>3</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td></tr></table> ※ながの農協は、長野市管内のみの人数		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	会員数	57	57	41	44	39	ときめき講座参加者数	15	14	16	17	15		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	家族経営協定	277	280	282	285	291		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	女性起業グループ数	18	17	9	8	7		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	J Aグリーン長野	3	3	3	3	3	J Aながの	3	3	6	6	6
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																								
会員数	57	57	41	44	39																																																								
ときめき講座参加者数	15	14	16	17	15																																																								
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																								
家族経営協定	277	280	282	285	291																																																								
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																								
女性起業グループ数	18	17	9	8	7																																																								
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																								
J Aグリーン長野	3	3	3	3	3																																																								
J Aながの	3	3	6	6	6																																																								
策 定 時 (R 3) の 評 価	・ 給付金の対象となる新規就農者の中には、長野市農業青年協議会に未加入者がいる。 ・ 長野市農村女性ネットワーク研究会は、一定の会員数を維持し、積極的に食や農の伝統や文化を地域に伝える活動を行っている。																																																												
取 組 方 針	・ 長野市農業青年協議会への新規就農者へ加入を働きかけるとともに、会員相互の連携を強化する。 ・ 長野市農村女性ネットワーク研究会の会員数を維持し、現在の活動を継続・拡大していく。																																																												
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 新規就農者を中心に協議会が開催する各種研修会やイベントへの参加を呼びかけ、活動を知ってもらうことにより長野市農業青年協議会への加入を促す。 ・ また、長野市農業青年協議会の活動について、消費地での長野市農産物P R・販売イベント活動を強化するほか、市で行う婚活事業と連携した農産物P Rや農業体験など、新たな手法を研究する。 ・ 長野市農村女性ネットワーク研究会の事業の企画立案に農業専門指導員が助言するなど支援する。 ・ 地域や学校で、農や食文化を伝える学習会を開催する。																																																												

① 農業の多様な担い手の確保と育成

ウ 農業者を支える団体の活動支援

No. 8

実施状況 (令和7年度)	・6月に新規就農者激励会を開催し、新規就農者と会員との交流を図った。 ・10月に長野市農業フェアに出展し、市内産農産物のPR・販促活動を行った。 ・長野市及び関係団体が市内外で開催するイベントに農産物の出品及び対面販売を行い、市内産農産物のPRに協力した。 ・長野市農と食のネットワークの事業の企画立案、実施を支援。 ・長野市農業フェアにおいて、長野市の郷土食の伝承活動として、にらせんべい、こねつけの体験を実施した。 ・4月から1月にかけて地産地消料理講習会を13回実施したほか、12月から1月にかけて6回小学生の味噌づくり指導を実施した。 ・市民向け講座「食農ときめき講座」は、4月から1月までに7回実施。
-------------------------	---

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 9

区 分	内 容																						
項 目 (担 当)	優良農地の確保 農業政策課農政担当																						
経 過 ・ 現 況	市では、農業振興地域整備計画において、農用地区域を設定し、農業投資を重点化するとともに農地転用を制限することにより、優良農地の確保と保全を図っている。 概ね5年ごとに農業情勢、農用地の利用状況及び今後の農業生産基盤の整備計画等に対応するために基礎調査を行い、その結果に基づき総合的な見直しを行うほか、農家住宅の建設など必要がある場合は、随時、見直しを行っている。 土地所有者の高齢化と後継者不足により、農用地区域の中にも荒廃した農地が増えている。また、農業以外の土地利用（商業開発、太陽光発電設備等）の要望も多くなっている。 ○平成26年度の農振計画の見直し状況 ・平成23年6月着手、平成27年12月終了 ・GIS（地理情報システム）による現況調査に基づき、山林原野化した農地を農用地区域から除外することにより、中山間地域の農用地区域面積が大幅に減少した。 将来（おおむね10年後）の農用地区域面積を、現況と同じ水準とし、現状を維持するものとした。																						
現況等のデータ	○農用地区域面積の推移 (ha) <table><tr><th>年度</th><th>面積</th><th>備考</th></tr><tr><td>S49</td><td>7,337</td><td>計画当初</td></tr><tr><td>H12</td><td>7,313</td><td>平成11年見直し後</td></tr><tr><td>H17</td><td>9,846</td><td>豊野、戸隠、鬼無里、大岡合併後</td></tr><tr><td>H20</td><td>9,767</td><td>平成19年見直し後</td></tr><tr><td>H22</td><td>11,046</td><td>信州新町、中条合併後</td></tr><tr><td>H27</td><td>8,513</td><td>見直し後</td></tr></table>		年度	面積	備考	S49	7,337	計画当初	H12	7,313	平成11年見直し後	H17	9,846	豊野、戸隠、鬼無里、大岡合併後	H20	9,767	平成19年見直し後	H22	11,046	信州新町、中条合併後	H27	8,513	見直し後
年度	面積	備考																					
S49	7,337	計画当初																					
H12	7,313	平成11年見直し後																					
H17	9,846	豊野、戸隠、鬼無里、大岡合併後																					
H20	9,767	平成19年見直し後																					
H22	11,046	信州新町、中条合併後																					
H27	8,513	見直し後																					
策 定 時 (R 3) の 評 価	・優良農地を保全して、市街地の外延的な拡大を抑制し、農地の持つ多面的機能の維持増進を図る上で、農振計画は重要な役割を果たしている。																						
取 組 方 針	・農地の有効利用を図り、農用地区域面積の維持を目指す。																						
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・農業振興地域整備計画の総合見直しに着手するとともに、GIS（地理情報システム）や農業委員会による農地の利用状況調査を活用し、農地の現況を把握する。																						

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 9

実施状況 (令和7年度)	・農振農用地への編入申請に対して、編入を行った。(6a) ・農家住宅等の建設にかかる農振除外の申請に対して、周辺農地に影響を及ぼさない範囲内において除外を行った(96.9a)。 ・農業用倉庫等の建設にかかる軽微変更の申請に対して、周辺農地に影響を及ぼさない範囲内において軽微変更を行った(26.1a)。 ・令和8年4月1現在の農用地区域面積は8,486 haである。
-----------------	---

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 10

-区 分	内 容																																
項 目 (担 当)	耕作放棄地対策 農業政策課生産振興担当																																
経 過 ・ 現 況	利用状況調査※¹における荒廃農地面積は、令和5年に比べ 15.4ha 増加している。 なお、一定規模以上の農家を対象とする農林業センサス※²における本市の耕作放棄地は、平成22年に比べ約200ha 減少しているが、経営耕地面積が減少しているため、耕作放棄地率は上昇している。 伐根等により再生利用が可能な農地（A分類、原野・山林）については、中山間地域農業活性化事業補助金（優良農地復元事業）や被災地区荒廃農地利活用補助金を活用して、再生を行っている。 荒廃農地のうち、山林・原野化し、農地に復元することが困難なものについては、農業委員会において非農地決定を行っている。 ※1 市内全農地を調査対象としている。 ※2 経営耕地 10 a 以上又は販売金額 15 万円以上の農家を対象としている。 土地持ち非農家は含まない。 ○主な支援 ・優良農地復元事業 10 分の 5 以内 ・被災地区荒廃農地利活用補助金 10 分の 5 以内又は 10 万円/10 a																																
現況等のデータ	○利用状況調査結果 ※低利用農地とは、利用程度が著しく劣っている農地。 ※A分類とは、伐根等により再生利用が可能な農地。 ※B分類とは、山林・原野化し、農地に復元するのが困難な農地。 (ha、%) <table><tr><th></th><th>耕作</th><th>低利用 農地①</th><th>A分類 ②</th><th>B分類③ (山林・原野)</th><th>その他</th><th>合計④</th><th>荒廃農地率 (②+③) /④</th></tr><tr><td>R 2</td><td>7,440.8</td><td>16.5</td><td>1,097.5</td><td>2,184.5</td><td>206.2</td><td>10,945.5</td><td>30.0</td></tr><tr><td>R 3</td><td>7,331.5</td><td>49.5</td><td>924.9</td><td>2,382.1</td><td>208.1</td><td>10,896.0</td><td>30.8</td></tr><tr><td>R 4</td><td>7,209.9</td><td>40.3</td><td>956.9</td><td>2,411.4</td><td>208.6</td><td>10,827.1</td><td>31.4</td></tr></table> ※令和5年度から次のとおり判定基準を見直しています。 ・低利用：その農業上の利用の程度が、その周辺の地域における農地の利用の程度に比較し、著しく劣っていると認められる農地。 ・不耕作緑：雑草が繁茂しているが、草刈り等を行えば復旧が容易な農地。 ・不耕作黄：トラクター等での耕起は難しいが、重機を併用すれば復旧が可能な農地。 ・共通事項：面積は端数四捨五入のため、内訳と合計は一致しません。		耕作	低利用 農地①	A分類 ②	B分類③ (山林・原野)	その他	合計④	荒廃農地率 (②+③) /④	R 2	7,440.8	16.5	1,097.5	2,184.5	206.2	10,945.5	30.0	R 3	7,331.5	49.5	924.9	2,382.1	208.1	10,896.0	30.8	R 4	7,209.9	40.3	956.9	2,411.4	208.6	10,827.1	31.4
	耕作	低利用 農地①	A分類 ②	B分類③ (山林・原野)	その他	合計④	荒廃農地率 (②+③) /④																										
R 2	7,440.8	16.5	1,097.5	2,184.5	206.2	10,945.5	30.0																										
R 3	7,331.5	49.5	924.9	2,382.1	208.1	10,896.0	30.8																										
R 4	7,209.9	40.3	956.9	2,411.4	208.6	10,827.1	31.4																										

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 10

現況等のデータ	(ha、%)							
	耕作	低利用 ①	不耕作緑 ②	不耕作黄 ③	原野・山林 ④	その他	合計 ⑤	荒廃農 地率 ④/⑤
		遊休農地			荒廃農地			
R 5	8,052.1	6.2	25.8	10.2	2,269.0	209.7	10,573.1	21.5
R 6	7,867.2	15.8	42.1	24.7	2,253.6	213.2	1,0416.6	21.6
R 7	7,761.6	20.5	51.5	29.4	2,265.7	214.5	10,343.2	21.9

○農林業センサスにおける耕作放棄地面積の推移			
年度	経営耕地面積 (ha)	耕作放棄地面積 (ha)	耕作放棄地率(%)
H12	6,553	1,691	20.5
H17	5,914	1,653	21.8
H22	5,554	1,634	22.7
H27	4,780	1,425	23.0

○補助金を活用して耕作放棄地から再生した面積	
年度	復元事業(ha)
R 元	1.45
R 2	0.43
R 3	0.84
R 4	0.73
R 5	1.38
R 6	1.17
R 7	2.42

策 定 時 (R 3) の 評 価	・ 毎年、農地の再生の取組は継続して行われているが、平成 28 年度から令和 2 年度までの再生面積は、年平均で約 1 ha であり、耕作放棄地率の上昇に追いついていない。
取 組 方 針	・ 耕作放棄地の増加に歯止めを掛ける。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 平坦地域では、大規模な生産者への農地の集積により耕作放棄地の発生を抑制する。 ・ 中山間地域では、地域の特性に合った作物の生産拡大により耕作放棄地から優良農地への再生を進める。 ・ 被災地区内にある耕作放棄地を優良農地への再生を進める。

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 10

実施状況 (令和7年度)	・令和3年度から令和7年度までの再生面積は、年平均1ha程度である。 ・令和3年度から令和7年度までの被災地区荒廃農地利活用補助金による復元は13件(4.6ha)であった。
-----------------	--

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 11

区 分	内 容
項 目 (担 当)	農地流動化対策 農業政策課農政担当・農業戦略企画室
経 過 ・ 現 況	農地の流動化を促進し、担い手の経営規模の拡大を支援している。 ○市の取組等 (1) 利用権設定等促進事業 ・農業経営基盤強化促進法に基づき、市が関係権利者の同意を得て「農用地利用集積計画」を作成し、農業委員会の決定を経て公告することにより利用権が設定され、農地の権利移動が行われる。 ※農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月31日をもって廃止 (2) 農地流動化助成金 ・新たに3年以上の利用権を設定した借受人（人・農地プランの中心経営体、認定農業者、認定新規就農者）に対して、市が助成金を交付している。 ・農業公社が農地を借り受けて、当該農地を担い手に貸し付けている。 (3) 農地保有特別対策事業 ・農業公社が農地を集約し、一団の農地として担い手に貸し付けている。 (4) 農地中間管理事業※ ・長野県農地中間管理機構（公益財団法人長野県農業開発公社）が、農地を借り受け、借受希望者を公募し、マッチングを行っている。一定の条件の下で、農地の出し手へ協力金が支払われる。 ※農地利用集積円滑化事業については、農地中間管理事業へ統合一体化したため、令和2年4月1日から新規の農地貸借を廃止 (5) 人・農地プランから地域計画へ ・地域ごとの話し合いにより、その地域の農業のあり方を明確化し、その地域の農業の担い手となる経営体を取りまとめ、定期的な見直しを行っている。 なお、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、これまでの「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、令和7年3月末に市内33地区で策定した。 ○J Aによる取組 ・J Aグリーン長野及びJ Aながのがそれぞれ農地の受け皿となる会社（農業法人）を設立して、流動化を進めている。また、樹園地については、J Aながのが、改植などを行った上で担い手へ貸し付ける「園地リース事業」を行っている。

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 11

現況等のデータ	○農地流動化の取組状況					
	(1)利用権設定等促進事業 (ha)			(2)農地流動化助成金 (千円、人)		
	年度	当該年度設定分	ストック	年度	交付額	交付人数
	R 3	251.8	835.4	R 3	4,785	90
	R 4	132.7	862.9	R 4	5,726	107
	R 5	118.5	904.4	R 5	5,642	88
	R 6	169.0	980.0	R 6	8,057	115
	*R 7 年度から事業廃止			R 7	6,857	137
策定時(R3)の評価	(3)農地保有特別対策事業 (ha)			(4)農地利用集積円滑化事業 (ha)		
	年度	面積		年度	新規	継続
	R 3	211.6		H28	40.7	227.0
	R 4	99.9		H29	31.0	253.0
	R 5	79.6		H30	23.7	273.5
	R 6	92.8		R 元	13.7	205.0
	R 7	93.4		*R 2 年度から事業廃止		
	*農地中間管理事業分含む					
	令和 7 年度利用権設定面積（新規分）の用途内訳 (ha、%)					
		田	畑	合計		
	面積	31.5	61.9	93.4		
	比率	33.7	66.3	100.0		
取組方針	○地域計画の作成状況					
	・作成地区…33地区					
具体的取組 (アクションプラン)	・大型機械による耕作が可能な田・畑については流動化が進んでいるが、樹園地は規模拡大に限界があるため、利用権設定面積は少ない。					
	・農業公社が行う農地保有特別対策事業により、年に 100ha 程の農地が新たに担い手に集約されており、農地の流動化について一定の成果が上がっている。					
	・市内のほぼ全地区で人・農地プランの実質化が完了した。					
	・農地の流動化を促進し、地域農業の中心となる担い手への農地の集約化を促進する。					
	・農地の受け皿となる認定農業者に対する働きかけの仕組みを検討する。					
	・各地区で策定した地域計画に沿って、農地中間管理事業や利用権設定等促進事業による地域内の農業を担う者への農地の集約化を進めるとともに、計画の定期的な見直しによるフォローアップを行う。					
	・農家相談会を通じて収集した農地の情報を、認定農業者や新規就農者へ提供して農地の流動化に努める。					
	・果樹栽培でのお手伝いさん事業の拡充により、樹園地の流動化と規模拡大を進める。					

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

ア 優良農地の確保と農地の有効利用

No. 11

実施状況 (令和7年度)	・「地域計画」の実現に向けた話し合いを行い、地域内の農業の担い手（目標地図に位置付ける者）への農地集約を進めている。 ・農業委員会が農家相談会を47回開催し、農地の流動化を促進した。 ・農業情報連携プラットフォームの本格運用に向けたデータ整備及び関係機関による情報連携体制を構築した。 ・農業情報連携プラットフォームを活用した実証を行い、農地情報の可視化によるマッチングの効率化における有効性を検証した。
-----------------	--

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 12

区 分	内 容																																																											
項 目 (担 当)	農業生産基盤整備 農地整備課																																																											
経 過 ・ 現 況	農業生産性の向上と経営安定化を図るため、農道やほ場、かんがい施設などの農業生産基盤の整備を進めている。 大規模、中規模な事業は、国県の補助を活用して整備し、小規模事業は、地区の要望に基づき市単土地改良により整備している。 農業生産基盤施設の老朽化が進んでおり、現在は維持補修や更新工事が主体となっている。																																																											
現況等のデータ	○県営土地改良事業（国の補助を受け県が実施する広域的で比較的大規模な事業。市は事業費の８％～25％を負担） 単位：千円 <table><tr><td>年 度</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td></tr><tr><td>実施箇所</td><td>11 箇所</td><td>8 箇所</td><td>11 箇所</td></tr><tr><td>事 業 費</td><td>1, 630, 990</td><td>1, 206, 338</td><td>1, 355, 366</td></tr><tr><td>市負担金</td><td>192, 278</td><td>189, 684</td><td>142, 892</td></tr></table> <table><tr><td>年 度</td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8（計画）</td></tr><tr><td>実施箇所</td><td>10 箇所</td><td>8 箇所</td><td>6 箇所</td></tr><tr><td>事 業 費</td><td>1, 188, 964</td><td>1, 307, 970</td><td>1, 109, 126</td></tr><tr><td>市負担金</td><td>155, 136</td><td>153, 287</td><td>151, 606</td></tr></table> ○農地防災減災事業（国県の補助を受け市が実施する中規模な事業） 単位：千円 <table><tr><td>年 度</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td></tr><tr><td>事業概要</td><td>・ため池ハザードマップ作成 29 箇所 ・ため池改修他</td><td>・ため池ハザードマップ作成 21 箇所 ・ため池改修他</td><td>・ため池耐震整備事業 地震耐性評価 5 箇所 ・ため池改修他</td></tr><tr><td>事 業 費</td><td>20, 996</td><td>51, 372</td><td>56, 612</td></tr></table> <table><tr><td>年 度</td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8（計画）</td></tr><tr><td>事業概要</td><td>・ため池耐震整備事業 地震耐性評価 9 箇所 ・ため池改修他</td><td>・ため池耐震整備事業 地震耐性評価 9 箇所 ・ため池改修他</td><td>・ため池廃止工事 実施設計業務 ・ため池改修他</td></tr><tr><td>事 業 費</td><td>47, 285</td><td>39, 804</td><td>31, 540</td></tr></table>				年 度	R 3	R 4	R 5	実施箇所	11 箇所	8 箇所	11 箇所	事 業 費	1, 630, 990	1, 206, 338	1, 355, 366	市負担金	192, 278	189, 684	142, 892	年 度	R 6	R 7	R 8（計画）	実施箇所	10 箇所	8 箇所	6 箇所	事 業 費	1, 188, 964	1, 307, 970	1, 109, 126	市負担金	155, 136	153, 287	151, 606	年 度	R 3	R 4	R 5	事業概要	・ため池ハザードマップ作成 29 箇所 ・ため池改修他	・ため池ハザードマップ作成 21 箇所 ・ため池改修他	・ため池耐震整備事業 地震耐性評価 5 箇所 ・ため池改修他	事 業 費	20, 996	51, 372	56, 612	年 度	R 6	R 7	R 8（計画）	事業概要	・ため池耐震整備事業 地震耐性評価 9 箇所 ・ため池改修他	・ため池耐震整備事業 地震耐性評価 9 箇所 ・ため池改修他	・ため池廃止工事 実施設計業務 ・ため池改修他	事 業 費	47, 285	39, 804	31, 540
年 度	R 3	R 4	R 5																																																									
実施箇所	11 箇所	8 箇所	11 箇所																																																									
事 業 費	1, 630, 990	1, 206, 338	1, 355, 366																																																									
市負担金	192, 278	189, 684	142, 892																																																									
年 度	R 6	R 7	R 8（計画）																																																									
実施箇所	10 箇所	8 箇所	6 箇所																																																									
事 業 費	1, 188, 964	1, 307, 970	1, 109, 126																																																									
市負担金	155, 136	153, 287	151, 606																																																									
年 度	R 3	R 4	R 5																																																									
事業概要	・ため池ハザードマップ作成 29 箇所 ・ため池改修他	・ため池ハザードマップ作成 21 箇所 ・ため池改修他	・ため池耐震整備事業 地震耐性評価 5 箇所 ・ため池改修他																																																									
事 業 費	20, 996	51, 372	56, 612																																																									
年 度	R 6	R 7	R 8（計画）																																																									
事業概要	・ため池耐震整備事業 地震耐性評価 9 箇所 ・ため池改修他	・ため池耐震整備事業 地震耐性評価 9 箇所 ・ため池改修他	・ため池廃止工事 実施設計業務 ・ため池改修他																																																									
事 業 費	47, 285	39, 804	31, 540																																																									

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 12

	○市単土地改良事業（比較的小規模で地区の要望に基づく事業） 単位：千円 <table><tr><td>年度</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td></tr><tr><td>農 道</td><td>71 箇所 L=2, 560m</td><td>90 箇所 L=2, 224m</td><td>59 箇所 L=1, 729m</td></tr><tr><td>水 路</td><td>123 箇所 L=1, 427m</td><td>123 箇所 L=1, 612m</td><td>113 箇所 L=2, 271m</td></tr><tr><td>事業費</td><td>127, 830</td><td>145, 184</td><td>144, 520</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>R 6</td><td>R 7</td><td>R 8（計画）</td></tr><tr><td>農 道</td><td>54 箇所 L=1, 746m</td><td>63 箇所 L=1, 785m</td><td>70 箇所 L=1, 800m</td></tr><tr><td>水 路</td><td>148 箇所 L=2, 572m</td><td>142 箇所 L=2, 109m</td><td>150 箇所 L=2, 200m</td></tr><tr><td>事業費</td><td>161, 155</td><td>162, 006</td><td>180, 200</td></tr></table>	年度	R 3	R 4	R 5	農 道	71 箇所 L=2, 560m	90 箇所 L=2, 224m	59 箇所 L=1, 729m	水 路	123 箇所 L=1, 427m	123 箇所 L=1, 612m	113 箇所 L=2, 271m	事業費	127, 830	145, 184	144, 520	年度	R 6	R 7	R 8（計画）	農 道	54 箇所 L=1, 746m	63 箇所 L=1, 785m	70 箇所 L=1, 800m	水 路	148 箇所 L=2, 572m	142 箇所 L=2, 109m	150 箇所 L=2, 200m	事業費	161, 155	162, 006	180, 200
年度	R 3	R 4	R 5																														
農 道	71 箇所 L=2, 560m	90 箇所 L=2, 224m	59 箇所 L=1, 729m																														
水 路	123 箇所 L=1, 427m	123 箇所 L=1, 612m	113 箇所 L=2, 271m																														
事業費	127, 830	145, 184	144, 520																														
年度	R 6	R 7	R 8（計画）																														
農 道	54 箇所 L=1, 746m	63 箇所 L=1, 785m	70 箇所 L=1, 800m																														
水 路	148 箇所 L=2, 572m	142 箇所 L=2, 109m	150 箇所 L=2, 200m																														
事業費	161, 155	162, 006	180, 200																														
策 定 時（R 3） の 評 価	・農業生産基盤施設（農道、用排水路等）の老朽化が進んでいる。 ・農業生産に影響がある緊急性の高い箇所を優先して実施することで、農地の保全と経営の安定化が図られている。また、防災や環境保全機能の向上にも寄与している。																																
取 組 方 針	・農業生産基盤施設の整備によって生産性を向上させ、意欲ある農業者の営農を支援する。																																
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・農業生産基盤施設の規模や事業内容に応じ、農業者に有利なメニューを提案することで経営の安定と効率化を支援する。 ・大規模な施設については、修繕履歴を整備するなど効率的な維持管理に努め、長寿命化に取り組む。 ・農業生産に支障がないよう、地区や農業者の要望に基づき、機能不全施設の改修を進める。 ・農業者の高齢化を踏まえ、利用者の意見を反映した設計を行い、利便性の高い施設にする。																																
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・県営土地改良事業では、綿内東町地区のほ場整備事業など 8 地区において、事業実施者である県と地元との調整及び事業費に対する規定額を負担した。 ・農地防災減災事業では、若槻新池外のため池地震耐性評価などを実施した。 ・市単土地改良事業では、農道や水路等、地区要望に基づいた現地調査を行ったうえで、関係者の意見を考慮した設計に努め、緊急性の高い箇所から整備を実施した。																																

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 13

区 分	内 容					
項 目 (担 当)	たんすい 湛水防除（農業用排水機場の整備） 農地整備課					
経 過 ・ 現 況	農地や住宅地を、大雨など河川の増水による水害から守るため、24 箇所の排水機場を管理している。（浅川第一排水機場、令和 4 年 6 月 27 日、長野県より引受け） 建設から 30～40 年を経過し老朽化が進んでいる排水機場が多いため、緊急性の高いものから機器の改修、更新を実施している。 各排水機場では、地元住民に日常管理や河川増水時の運転を依頼しており、市は運転従事者の環境整備や運転技術指導などを実施している。					
現況等のデータ	○改修、更新の状況					
	・市単独事業 単位：千円					
	年 度	R 3	R 4	R 5		
	概 要	・浅川第二排水機場 電気設備改修 ・西寺尾第二排水機場 電源設備修繕 など 6 箇所	・松節揚水機場 電気設備更新 ・小島田排水 機場施設改修など 19 箇所	・涌池転落防止柵修繕 工事 ・下堰二号排水樋管修 繕など 12 箇所		
	事業費	10, 743	25, 608	7, 931		
	年度	R 6	R 7	R 8（計画）		
	概要	・涌池転落防止柵改修 工事 ・牛島第二排水機場ポ ンプ制御盤修繕な ど 18 箇所	・長沼排水機場除塵機 整備工事 ・塩崎排水機場ゲー ト開度計修繕など 9 箇所	・下堰 2 号堤外樋門巻 上機等更新工事 ・小森第一排水機場地 下タンク改修など 4 箇所		
	事業費	17, 116	8, 217	39, 200		
	・県営事業（農村地域防災減災事業 市負担金：事業費の 8％） 単位：千円					
	地区	事業年度	全体事業費	事 業 概 要		
篠ノ井地区	H30～R 6	1, 010, 000	西寺尾第一・西寺尾第二・小森 第一・小森第二排水機場改修			
松代地区	R 元～R 6	1, 013, 000	音無川・前川排水機場改修			
更北地区	R 3 ～R13	4, 100, 000	真島・小島田排水機場改修			
○維持管理費						
・排水機場の光熱水費、保守管理業務委託等 単位：千円						
年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8（計画）
事業費	32, 547	26, 539	32, 532	37, 771	36, 122	38, 888

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 13

策定時(R3) の 評 価	・多くの排水機場が老朽化していることから修繕箇所が年々増加しており、適正な稼動を維持するための改修整備が必要となっている。 ・ポンプの動力となる光熱費等の上昇が続いており、維持管理費が増加している。
取 組 方 針	・今後も増加が予想される改修、維持管理への対応を適切に行い、施設の長寿命化を図るとともに、河川増水による湛水、浸水被害を防止する。 ・排水機場を運転する管理人、補助員等の確保に努めるとともに、操作技術の向上を図る。 ・運転を依頼している地元住民と課題等を協議しながら、適正な維持管理に努める。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・設備や機器の不具合など、故障に関する情報収集体制を充実することで修繕履歴を整備し、日頃から適正なメンテナンスを実施することで施設の長寿命化に取り組む。 ・県営土地改良事業など大規模かつ財政的に有利な補助事業導入により施設改修を推進する。 ・排水機場毎にメンテナンス事業者と排水機場技術指導等業務委託を締結し、管理人や補助員等の運転技術向上を図るための研修会を実施する。 ・管理人や補助員等と定期的な打ち合わせを開催するとともに、試運転や月例点検を実施する。
実 施 状 況 (令和7年度)	排水機場の建屋・構造物等について安全点検を実施した。 ・排水機場の改修、更新については、県営農村地域防災減災事業による大規模な改修を進めるとともに、市単独事業では、長沼排水機場除塵機整備、塩崎排水機場ゲート開度計修繕など、緊急性の高いものから9箇所実施した。 ・各排水機場における試運転時に管理人、地元関係者、市及びメンテナンス業者において打ち合わせを実施し、適正な操作及び維持管理に努めた。

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 14

区 分	内 容																																	
項 目 (担 当)	農地・水路等の適切な保全管理（多面的機能支払交付金） 農業政策課生産振興担当																																	
経 過 ・ 現 況	農用地、水路、農道等の地域資源については、地域の共同活動により保全管理されてきたが、農村の過疎化、高齢化、混住化により集落機能が低下し、適切な保全管理が困難となってきた。このため、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域資源の適切な保全管理活動を行う組織に対して支援している。 ○多面的機能支払交付金 負担割合：国 1/2・県 1/4・市 1/4 (1) 農地維持支払 ・多面的機能を支える共同活動（農地法面の草刈り、水路の泥上げ等）を支援する。 (2) 資源向上支払 ・地域資源（農用地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動（施設の補修、植栽等）を支援する。 ・老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。																																	
現況等のデータ	○多面的機能支払交付金の対象面積等 <table><thead><tr><th>年 度</th><th>区 分</th><th>組織数</th><th>面積 (ha)</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">R 4</td><td>農地維持支払</td><td>29</td><td>937</td></tr><tr><td>資源向上支払</td><td>(18)</td><td>(727)</td></tr><tr><td rowspan="2">R 5</td><td>農地維持支払</td><td>30</td><td>939</td></tr><tr><td>資源向上支払</td><td>(18)</td><td>(773)</td></tr><tr><td rowspan="2">R 6</td><td>農地維持支払</td><td>29</td><td>895</td></tr><tr><td>資源向上支払</td><td>(18)</td><td>(673)</td></tr><tr><td rowspan="2">R 7</td><td>農地維持支払</td><td>29</td><td>915</td></tr><tr><td>資源向上支払</td><td>(20)</td><td>(699)</td></tr></tbody></table> ※ 資源向上支払の（ ）は、農地維持支払の内数		年 度	区 分	組織数	面積 (ha)	R 4	農地維持支払	29	937	資源向上支払	(18)	(727)	R 5	農地維持支払	30	939	資源向上支払	(18)	(773)	R 6	農地維持支払	29	895	資源向上支払	(18)	(673)	R 7	農地維持支払	29	915	資源向上支払	(20)	(699)
年 度	区 分	組織数	面積 (ha)																															
R 4	農地維持支払	29	937																															
	資源向上支払	(18)	(727)																															
R 5	農地維持支払	30	939																															
	資源向上支払	(18)	(773)																															
R 6	農地維持支払	29	895																															
	資源向上支払	(18)	(673)																															
R 7	農地維持支払	29	915																															
	資源向上支払	(20)	(699)																															
策 定 時 (R3) の 評 価	・多面的機能支払交付金を受けて活動する組織、対象面積が減少傾向である。 ・活動組織のある地区では、共同活動により農地・水路等の保全管理が図られ農業の有する多面的機能が発揮される。																																	
取 組 方 針	・多面的機能支払交付金を活用して農地・水路等の適切な保全管理を支援する。																																	
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ホームページを活用し、農地・水路等の適切な保全管理を行っている市内の優良事例を紹介するとともに、活動組織のない地区へPRし取組を促進する。 ・活動組織が取り組みやすいように、交付金に関する事務を支援する。																																	

② 農地の有効利用と農業生産基盤の整備

イ 農業生産基盤の整備と維持管理

No. 14

実施状況 (令和7年度)	・農地維持支払への取組組織は増減なし、面積は20ha増加した。 ・資源向上支払への取組組織は2組織増加、面積は26ha減少した。
-----------------	--

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 15

区 分	内 容																																																																								
項 目 (担 当)	果樹振興（りんご） 農業政策課生産振興担当																																																																								
経 過 ・ 現 況	長野県は、全国２位のりんごの栽培面積を有しており、長野市の果樹栽培においても主要な地位を占めている。 本市の品種別の栽培面積は、晩生種であるふじに偏重していたが、労働力分散と販売体制の安定化のため、シナノドルチェ、秋映、シナノスイート等の早生、中生種への改植が進められた結果、現在ふじは全体の６割弱となっている。 ○主な取組 (1) 新しい栽培技術の導入 ・改植等にあたり、省力化、多収化できる新わい化栽培や、半わい化栽培の導入が進められている。 (2) 園地継承事業 ・ＪＡ等が樹園地を借り受け、改植や施設整備を行った上で、担い手へリースしている。 ○主な支援 (1) 国・県の制度 ・国の果樹経営支援対策事業 ・県の需要に応える園芸産地育成事業 (2) 市の制度 ・りんご新わい化栽培推進事業 ・振興果樹等苗木導入事業 (3) その他 ・ＪＡ独自の補助制度																																																																								
現況等のデータ	○品種別栽培面積等 (ha) <table><tr><th rowspan="3">品 種</th><th colspan="2">栽培面積 合計(A)</th><th colspan="4">うちわい化(B)</th></tr><tr><th rowspan="2">R 6 年産</th><th rowspan="2">R 7 年産</th><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">うち新わい化・ 高密植(C)</th></tr><tr><th>R 6 年産</th><th>R 7 年産</th></tr><tr><td>りんご (合計)</td><td>639.7</td><td>634.3</td><td>134.2</td><td>139.7</td><td>54.9</td><td>53.4</td></tr><tr><td> (早生)つがる</td><td>47.1</td><td>46.4</td><td>10.1</td><td>8.7</td><td>3.4</td><td>3.1</td></tr><tr><td> (中生)シナノドルチェ</td><td>10.1</td><td>9.4</td><td>3.4</td><td>2.8</td><td>1.5</td><td>1.1</td></tr><tr><td> (中生)秋映</td><td>73.0</td><td>73.1</td><td>23.9</td><td>29.2</td><td>11.0</td><td>13.0</td></tr><tr><td> (中生)シナノスイート</td><td>50.5</td><td>50.3</td><td>19.1</td><td>14.6</td><td>9.5</td><td>7.1</td></tr><tr><td> (晩生)シナノゴールド</td><td>36.0</td><td>35.8</td><td>17.9</td><td>16.1</td><td>5.8</td><td>3.8</td></tr><tr><td> (晩生)ふじ</td><td>365.0</td><td>361.5</td><td>38.5</td><td>45.4</td><td>13.0</td><td>18.8</td></tr><tr><td> その他</td><td>58.0</td><td>57.9</td><td>21.3</td><td>22.9</td><td>10.7</td><td>6.5</td></tr></table>		品 種	栽培面積 合計(A)		うちわい化(B)				R 6 年産	R 7 年産			うち新わい化・ 高密植(C)		R 6 年産	R 7 年産	りんご (合計)	639.7	634.3	134.2	139.7	54.9	53.4	(早生)つがる	47.1	46.4	10.1	8.7	3.4	3.1	(中生)シナノドルチェ	10.1	9.4	3.4	2.8	1.5	1.1	(中生)秋映	73.0	73.1	23.9	29.2	11.0	13.0	(中生)シナノスイート	50.5	50.3	19.1	14.6	9.5	7.1	(晩生)シナノゴールド	36.0	35.8	17.9	16.1	5.8	3.8	(晩生)ふじ	365.0	361.5	38.5	45.4	13.0	18.8	その他	58.0	57.9	21.3	22.9	10.7	6.5
品 種	栽培面積 合計(A)			うちわい化(B)																																																																					
	R 6 年産	R 7 年産				うち新わい化・ 高密植(C)																																																																			
			R 6 年産			R 7 年産																																																																			
りんご (合計)	639.7	634.3	134.2	139.7	54.9	53.4																																																																			
(早生)つがる	47.1	46.4	10.1	8.7	3.4	3.1																																																																			
(中生)シナノドルチェ	10.1	9.4	3.4	2.8	1.5	1.1																																																																			
(中生)秋映	73.0	73.1	23.9	29.2	11.0	13.0																																																																			
(中生)シナノスイート	50.5	50.3	19.1	14.6	9.5	7.1																																																																			
(晩生)シナノゴールド	36.0	35.8	17.9	16.1	5.8	3.8																																																																			
(晩生)ふじ	365.0	361.5	38.5	45.4	13.0	18.8																																																																			
その他	58.0	57.9	21.3	22.9	10.7	6.5																																																																			

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 15

	※長野地域振興局調べから長野市の栽培面積等を推計						
		R 2 年産	R 3 年産	R 4 年産	R 5 年産	R 6 年度	R 7 年度
	わい化率(B/A)	20.8%	24.0%	25.4%	21.5%	21.0%	22.0%
	新わい化・ 高密植率(C/A)	6.7%	7.9%	10.5%	8.9%	8.6%	8.4%
	○わい化・新わい化の状況						
策 定 時 (R3) の 評 価	・わい化及び新わい化の導入は進んでいるものの、栽培面積全体に対する導入割合は低い。 ・改植の促進により早生・中生種など多品種化が進み、偏重傾向にあった晩生種のふじの割合が6割となった。 ・改植は未収益期間が生じるため、いちどきに改植を行うことは農家の経営上難しい。						
取 組 方 針	・新わい化栽培、半わい化栽培を促進する。 ・耕作されなくなった樹園地の円滑な継承を促進する。						
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・改植に当たって、国・県・市の最適な支援制度を活用する。 ・農業開発積立金による J A 独自の支援や、 J A 等が実施する園地継承事業を促進する。						

実 施 状 況 (令和7年度)	・果樹経営支援対策事業（国）、りんご新わい化栽培推進事業（市）等の支援制度を利用し、新わい化栽培に0.3ha（JAグリーン長野0.2ha、JAながの0.1ha）転換した。 ・高温対策として、着色しやすい品種の導入を推進した。（JAグリーン長野、JAながの） ・りんご栽培が直面する着色不良や栽培面積の減少などの課題対策を踏まえた取組みとして、「2025 長野市果樹サミット」を令和8年1月に開催した。このサミットでは、長野県果樹試験場の研究員などから、気候変動に対応した栽培技術や品種などの情報を提供する取り組みを行った。
--------------------	---

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 16

区 分	内 容																																											
項 目 (担 当)	果樹振興（もも） 農業政策課生産振興担当																																											
経 過 ・ 現 況	長野県は、全国上位のももの生産面積を有しており、長野市においてもりんごに次ぐ栽培面積となっており、本市の品種別の生産面積のうち、川中島白桃が4割弱を占めている。 そのほか、あかつき、川中島白鳳、なつっこ、黄金桃など中生種から極晩生種まで多品種が生産されており、販売体制の安定化を図っている。 ○主な取組 ・省力栽培のため、低樹高栽培への改植が行われている。 ○主な支援（改植を行う農家に対するもの） (1) 国・県の制度 ・国の果樹経営支援対策事業 ・県の需要に応える園芸産地育成事業 (2) 市の制度 ・もも低樹高栽培推進事業 ・振興果樹等苗木導入事業 (3) その他 ・J A独自の補助制度																																											
現況等のデータ	○品種別生産面積 (ha) <table><tr><th rowspan="2">品 種</th><th colspan="3">栽培面積</th></tr><tr><th>R 5 年産</th><th>R 6 年産</th><th>R 7 年産</th></tr><tr><td>もも</td><td>177.7</td><td>187.8</td><td>190.6</td></tr><tr><td> (中生) あかつき</td><td>26.3</td><td>28.3</td><td>28.8</td></tr><tr><td> (中生) 川中島白鳳</td><td>21.6</td><td>20.6</td><td>18.3</td></tr><tr><td> (中生) なつっこ</td><td>33.8</td><td>37.1</td><td>38.5</td></tr><tr><td> (晩生) 川中島白桃</td><td>61.9</td><td>62.8</td><td>62.9</td></tr><tr><td> (晩生) 黄金桃</td><td>7.0</td><td>7.7</td><td>7.2</td></tr><tr><td> (極晩生) 白根白桃等</td><td>7.3</td><td>7.3</td><td>7.8</td></tr><tr><td> その他もも</td><td>9.0</td><td>12.5</td><td>15.6</td></tr><tr><td> ネクタリン</td><td>10.8</td><td>11.5</td><td>11.5</td></tr></table>	品 種	栽培面積			R 5 年産	R 6 年産	R 7 年産	もも	177.7	187.8	190.6	(中生) あかつき	26.3	28.3	28.8	(中生) 川中島白鳳	21.6	20.6	18.3	(中生) なつっこ	33.8	37.1	38.5	(晩生) 川中島白桃	61.9	62.8	62.9	(晩生) 黄金桃	7.0	7.7	7.2	(極晩生) 白根白桃等	7.3	7.3	7.8	その他もも	9.0	12.5	15.6	ネクタリン	10.8	11.5	11.5
品 種	栽培面積																																											
	R 5 年産	R 6 年産	R 7 年産																																									
もも	177.7	187.8	190.6																																									
(中生) あかつき	26.3	28.3	28.8																																									
(中生) 川中島白鳳	21.6	20.6	18.3																																									
(中生) なつっこ	33.8	37.1	38.5																																									
(晩生) 川中島白桃	61.9	62.8	62.9																																									
(晩生) 黄金桃	7.0	7.7	7.2																																									
(極晩生) 白根白桃等	7.3	7.3	7.8																																									
その他もも	9.0	12.5	15.6																																									
ネクタリン	10.8	11.5	11.5																																									

※長野地域振興局調べから長野市の生産面積を推計。

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 16

策定時（R3） の 評 価	・ 中生種から極晩生種まで収穫時期の分散により、販売体制の安定化につながっている。
取 組 方 針	・ 低樹高栽培など新たな栽培技術導入を促進する。 ・ 耕作されなくなった樹園地の円滑な継承を促進する。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 改植に当たって、国・県・市の最適な支援制度を活用する。 ・ 農業開発積立金によるJA独自の支援や、JA等が実施する園地継承事業を促進する。

実 施 状 況 (令和7年産)	・ 農協が低樹高栽培講習会を3回実施し、栽培技術の導入を推進し、低樹高導入面積の振興をした（JAグリーン長野）。 ・ 振興果樹等苗木導入事業（市）を活用し、苗木改植を11.2ha実施した（JAグリーン長野9ha、JAながの2.2ha）。
--------------------	---

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 17

区 分	内 容																																															
項 目 (担 当)	果樹振興（ぶどう） 農業政策課生産振興担当																																															
経 過 ・ 現 況	長野県は、全国有数のぶどうの生産面積を有しており、長野市は県内で上位に位置している。 消費者ニーズや市場評価が高い無核の比率が高くなってきており、シャインマスカットや、ナガノパープルの栽培面積が拡大している。また、長野県農業試験場が開発した新品種のクイーンルージュ®の市場出荷が始まっている。 ○主な取組 ・シャインマスカット、ナガノパープルは、生産性の向上を図るため、平行整枝短梢剪定栽培など新たな栽培技術の導入が進められている。 ○主な支援（改植を行う農家に対するもの） (1) 国・県の制度 ・国の果樹経営支援対策事業 ・県の需要に応える園芸産地育成事業 (2) 市の制度 ・ぶどう新品種推進事業 ・振興果樹等苗木導入事業 (3) その他 ・J A独自の補助制度																																															
現況等のデータ	○品種別生産面積 (ha) <table><tr><th rowspan="2">品 種</th><th colspan="3">栽 培 面 積</th></tr><tr><th>R 5 年 度</th><th>R 6 年 産</th><th>R 7 年 産</th></tr><tr><td>ぶ ど う</td><td>146.8</td><td>153.5</td><td>159.9</td></tr><tr><td> 巨 峰</td><td>39.8</td><td>31.8</td><td>31.8</td></tr><tr><td> うち有核巨峰</td><td>11.0</td><td>8.8</td><td>8.8</td></tr><tr><td> 無核巨峰</td><td>28.8</td><td>23.0</td><td>23.0</td></tr><tr><td> シャインマスカット</td><td>72.0</td><td>83.0</td><td>87.4</td></tr><tr><td> ナガノパープル</td><td>14.9</td><td>15.0</td><td>15.2</td></tr><tr><td> クイーンルージュ®</td><td>9.5</td><td>15.7</td><td>18.4</td></tr><tr><td> その他ぶどう</td><td>10.6</td><td>7.7</td><td>7.1</td></tr><tr><td> 無核化比率</td><td>85.3%</td><td>89.2%</td><td>90.1%</td></tr><tr><td>ワイン用ぶどう</td><td>15.5</td><td>17.2</td><td>17.1</td></tr></table> ※長野地域振興局調べから長野市の生産面積を推計	品 種	栽 培 面 積			R 5 年 度	R 6 年 産	R 7 年 産	ぶ ど う	146.8	153.5	159.9	巨 峰	39.8	31.8	31.8	うち有核巨峰	11.0	8.8	8.8	無核巨峰	28.8	23.0	23.0	シャインマスカット	72.0	83.0	87.4	ナガノパープル	14.9	15.0	15.2	クイーンルージュ®	9.5	15.7	18.4	その他ぶどう	10.6	7.7	7.1	無核化比率	85.3%	89.2%	90.1%	ワイン用ぶどう	15.5	17.2	17.1
品 種	栽 培 面 積																																															
	R 5 年 度	R 6 年 産	R 7 年 産																																													
ぶ ど う	146.8	153.5	159.9																																													
巨 峰	39.8	31.8	31.8																																													
うち有核巨峰	11.0	8.8	8.8																																													
無核巨峰	28.8	23.0	23.0																																													
シャインマスカット	72.0	83.0	87.4																																													
ナガノパープル	14.9	15.0	15.2																																													
クイーンルージュ®	9.5	15.7	18.4																																													
その他ぶどう	10.6	7.7	7.1																																													
無核化比率	85.3%	89.2%	90.1%																																													
ワイン用ぶどう	15.5	17.2	17.1																																													

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 17

策定時(R3) の 評 価	・消費者ニーズに対応した品種の生産が進み、農家所得の向上につながっている。
取 組 方 針	・無核「巨峰」の栽培を促進する。 ・シャインマスカット、ナガノパープル、クイーンルージュ®の栽培を促進する。 ・平行整枝短梢剪定栽培など新たな栽培技術の導入を促進する。 ・耕作されなくなった樹園地の円滑な継承を促進する。 ・長期的な需要に対応するため、長期冷蔵による販売を促進する。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・改植に当たって、国・県・市の最適な支援制度を活用する。 ・農業開発積立金によるJA独自の支援やJA等が実施する園地継承事業を促進する。

実 施 状 況 (令和7年度)	・果樹経営支援対策事業(国)、ぶどう新品種推進事業・振興果樹等苗木導入事業(市)の支援制度を利用するなど、シャインマスカット等の栽培面積が7.5ha増加した(JAグリーン長野6.6ha、JAながの0.9ha)。 ・シャインマスカット等への転換に伴い、平行整枝短梢剪定栽培技術も推進された。 ・新規栽培者対象とした栽培講習会を4回開催した(JAながの)。 ・ワイン用ぶどう産地形成事業(市)の支援制度により5戸0.6haの補助により、栽培者23戸、栽培面積17.1haとなった。
--------------------	---

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 18

区 分	内 容
項 目 (担 当)	野菜振興 農業政策課生産振興担当
経 過 ・ 現 況	本市の野菜の主要品目は、ピーマン、ながいも、キャベツ、アスパラガス等である。そのほか、地域特性を活かして直売所流通を中心に多品目が栽培されているが、農業者の高齢化により、玉ねぎ等の重量野菜の生産が減少している。 地域固有の食文化とともに育まれてきた伝統野菜が栽培されており、戸隠大根や松代一本ねぎ、小森茄子等が、信州の伝統野菜に認定されている。 ○主な取組 ・施設栽培のきゅうり、トマトや露地のきゅうりの栽培が地域でまとまった生産がおこなわれている。 ・安定した販売価格が見込める、地域の特性を活かしたながいも、ジュース用トマト、ケール、野沢菜等の契約栽培・販売が行われている。 ・中高年齢者も取り組みやすい、アスパラガス、ピーマン、インゲン等の軽量野菜の生産が行われて ・遊休農地対策のため、かぼちゃ、枝豆等、有害鳥獣対策のため、ピーマン、トウガラシ等の栽培が行われている。 ・施設水耕栽培で小松菜、葉ネギ、サラダ菜などが生産され年間供給されている。 ○主な支援 ・市では、比較的生産性の低い山村畑作地域の活性化のため、野菜の優良種苗等購入に対する補助を実施している。 ・野菜の価格が著しく低落した場合に、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保を図るため、野菜生産出荷安定法に基づき一般財団法人長野県野菜生産安定基金協会が、あらかじめ積み立てた資金を財源として、生産者に対して補給金を交付しており、基金造成に係る J A（生産者）負担金の 4/10 に対して市が補助金を交付している。

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 18

現況等のデータ	○野菜作付面積					(ha)
	品目	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	ながいも	56.8	54.8	54.8	47.8	45.8
	キャベツ	30.0	30.0	30.0	18.0	15.0
	アスパラガス	23.3	14.0	12.5	9.5	9.5
	ばれいしょ	18.5	18.5	19.0	18.2	18.2
	きゅうり	15.0	10.5	10.5	9.4	8.2
	だいこん	18.5	18.5	19.0	18.4	18.4
	トマト(加工用含む)	14.4	17.2	13.8	12.5	12.0
	スイートコーン	14.6	16.6	15.6	17.1	17.5
	玉ねぎ	12.5	12.0	12.0	11.3	8.5
	さやいんげん	9.3	9.0	8.0	5.5	4.7
	その他	113.9	107.7	99.1	100.7	98.0
	合計	326.8	308.8	294.3	268.4	255.8
JA 推計値						
策定時(R3)の評価	・安定した販売が見込める契約栽培は維持されている。 ・重量物のジュース用トマトは減少傾向。 ・中高年齢者向けの作物や、中山間地域に適した作物が導入されている。					
取組方針	・高収益の施設栽培を促進する。 ・ながいも等地域特性を活かした作物の生産を維持する。 ・冷涼で標高の高い中山間地域の立地条件を活かした野菜栽培を拡大する。					
具体的取組 (アクションプラン)	・パイプハウス等の施設整備に対し、国・県・市の最適な支援制度を活用する。 ・JAの生産計画等に基づき、地域特性にあった作物の導入を促進する。 ・中山間地域では、市の実験農場運営事業等により新たな作物の導入を支援する。					
実施状況 (令和7年度)	・農業協同組合の生産計画等に基づき、地域特性に合った作物を導入した JAグリーン長野：ながいも、ケール、ピーマン、きゅうり、施設トマト、白ねぎ、アスパラガス J Aながの：ピーマン、アスパラガス、ズッキーニ、 ・長野県野菜生産安定基金協会が実施している野菜価格安定対策事業の農家負担金に対し、JAを経由して補助金を交付した。					

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 19

区 分	内 容							
項 目 (担 当)	花き振興 農業政策課生産振興担当							
経 過 ・ 現 況	本市の花きの主要品目は、コギク、トルコギキョウ、りんどう、カラーなどであるが、そのほか、ユーフォルビア・フルゲンスなど、希少な品目もある。 ○主な取組 ・ 標高差を活かして、市場への長期間出荷が行われている。 ・ 花きは軽量品目であるため、高齢者や女性にも扱い易いほか、他の作物と組み合わせた複合経営が行われている。 ○主な支援 ・ 市では、花きの産地化を推進するため、種苗購入費用に対して補助金を交付している。							
現況等のデータ	○花き作付面積 (ha)							
	品 目	R 5	R 6	R 7	品 目	R 5	R 6	R 7
	コギク	6.1	7.2	5.5	クジャクソウ	0.8	0.8	0.8
	トルコギキョウ	3.0	3.0	3.1	ギガンジューム	1.1	1.2	1.0
	りんどう	2.0	3.6	1.2	ミシマサイコ	0.5	0.5	0.5
	カラー	2.5	1.1	2.1	カーネーション	0.1	0.1	0.1
	シャクヤク	2.0	2.2	2.7	その他	4.8	3.0	5.7
	ゆり	0.3	0.3	0.3	合計	23.2	23.0	23.0
	JA 推計値							
策 定 時 (R 3) の 評 価	・ 標高差や作型を活かして、市場への長期間出荷体制を確立している。 ・ お盆やお彼岸の需要が大きい量販店パッケージ向けのコギクの生産拡大が図られている。							
取 組 方 針	・ 複合経営による、経営の安定化を促進する。 ・ 地域特性にあった品目導入を促進する。							
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 複合経営に向けた指導を J A と連携して行う。 ・ J A の生産計画等に基づき、地域特性にあった品目の導入を促進する。							
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・ 地域特性にあった花（ J A グリーン長野：ユーカリ、コギク、トルコギキョウ、シャクヤク、ユーフォルビア・フルゲンス／ J A ながの：コギク、トルコギキョウ、ユーカリ、スモークツリー）の産地化の推進、品質向上のための技術研修会や検討会を 111 回開催した（ J A グリーン長野 75 回／ J A ながの 36 回）。 ・ 農業協同組合が、新規就農者や定年帰農者などに、講習会や営農指導を行ったことで、生産農家が 10 戸増えた。 J A グリーン長野：シャクヤク、ユーカリ、その他草花 5 戸 J A ながの：ユーカリ、コギク、キイチゴ、スモークツリー、その他草花 5 戸							

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 20

区 分	内 容																																																						
項 目 (担 当)	きのこ振興 農業政策課生産振興担当																																																						
経 過 ・ 現 況	長野県は、えのきたけ、ぶなしめじ、エリンギ、なめこの生産量が全国 1 位であり、本市は県内有数の産地である。 本市のきのこ生産の大半は、企業によるものであり、市内生産量に占める J A 取扱量の割合は約 2 割である。 ○主な取組 ・ J A が、きのこ生産農家に対する栽培指導や経営改善指導をしている。																																																						
現況等のデータ	○きのこ生産量（長野市推計）（ t ） <table><tr><th></th><th>えのきだけ</th><th>ぶなしめじ</th><th>その他</th><th>合計</th><th>農協取扱量</th></tr><tr><td>H30 年産</td><td>11,707</td><td>2,327</td><td>4,564</td><td>18,598</td><td>3,454</td></tr><tr><td>R 元年産</td><td>11,311</td><td>2,266</td><td>3,661</td><td>17,238</td><td>3,085</td></tr><tr><td>R 2 年産</td><td>12,171</td><td>2,252</td><td>3,245</td><td>17,668</td><td>3,141</td></tr><tr><td>R 3 年産</td><td>12,022</td><td>2,133</td><td>4,754</td><td>18,909</td><td>3,077</td></tr><tr><td>R 4 年産</td><td>11,851</td><td>1,916</td><td>4,719</td><td>18,486</td><td>2,657</td></tr><tr><td>R 5 年産</td><td>9,113</td><td>1,663</td><td>4,572</td><td>15,348</td><td>2,290</td></tr><tr><td>R 6 年産</td><td>9,961</td><td>1,565</td><td>3,975</td><td>15,501</td><td>2,291</td></tr><tr><td>R 7 年産</td><td>10,215</td><td>1,661</td><td>4,421</td><td>16,297</td><td>2,258</td></tr></table> ※ J A 取扱量は J A からの聞き取り調査		えのきだけ	ぶなしめじ	その他	合計	農協取扱量	H30 年産	11,707	2,327	4,564	18,598	3,454	R 元年産	11,311	2,266	3,661	17,238	3,085	R 2 年産	12,171	2,252	3,245	17,668	3,141	R 3 年産	12,022	2,133	4,754	18,909	3,077	R 4 年産	11,851	1,916	4,719	18,486	2,657	R 5 年産	9,113	1,663	4,572	15,348	2,290	R 6 年産	9,961	1,565	3,975	15,501	2,291	R 7 年産	10,215	1,661	4,421	16,297	2,258
	えのきだけ	ぶなしめじ	その他	合計	農協取扱量																																																		
H30 年産	11,707	2,327	4,564	18,598	3,454																																																		
R 元年産	11,311	2,266	3,661	17,238	3,085																																																		
R 2 年産	12,171	2,252	3,245	17,668	3,141																																																		
R 3 年産	12,022	2,133	4,754	18,909	3,077																																																		
R 4 年産	11,851	1,916	4,719	18,486	2,657																																																		
R 5 年産	9,113	1,663	4,572	15,348	2,290																																																		
R 6 年産	9,961	1,565	3,975	15,501	2,291																																																		
R 7 年産	10,215	1,661	4,421	16,297	2,258																																																		
策 定 時 (R 3) の 評 価	・ 市内生産量は、横ばいとなっている。 ・ J A の取扱量は、2 割程度で推移している。																																																						
取 組 方 針	・ きのこ生産を行う小規模経営農家の経営の安定化を図る。																																																						
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 経営の複合化について、農協と連携して支援する。 ・ 優良品種の導入や、低コスト・省力生産技術の導入について、J A と連携して支援する。 ・ 季節による需要変動に応じた計画的な生産・出荷調整を J A と連携して指導する。																																																						

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 20

実施状況 (令和7年度)	・経営安定を図るため、農協では野菜や花き栽培との複合化の取組みを進めた。 ・品質の高位平準化、安定収量確保、ロス率低下に向け統一栽培基準指針に基づく生産者巡回指導を実施し有利販売実現に努めるとともに、「安全・安心対策」強化を含めた指導の徹底を図った。(J Aながの、J Aグリーン長野) ・経費高騰対策として、出荷資材への助成金対策に取り組んだ。(J Aながの) ・きのこの品評会を開催し生産者の品質向上に取り組んだ。(J Aながの) ・目揃い会や品質向上に向けた講習会等を3回開催した。(J Aグリーン長野)
-----------------	---

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 21

区 分	内 容																																																					
項 目 (担 当)	水稻振興 農業政策課生産振興担当																																																					
経 過 ・ 現 況	政府による全量買い上げという食糧管理制度の下で米の在庫が増加し、昭和46年から減反政策が実施され、平成19年からは、都道府県別に配分された生産数量に基づき、農業者・農業者団体・集荷業者等で構成する農業再生協議会による主体的な需給調整システムへ移行している。 ○市の現状 ・主要品種は、コシヒカリ、あきたこまちであり、温暖化対策でキヌヒカリの後継品種として長野県オリジナル品種の風さやかが導入されている。 ・中山間地域にも水田が広がり、市内7ヵ所が全国の棚田百選に選ばれている。また、信田地区は優良なたねもみ産地となっている。 ○情勢 ・食生活の多様化等により、全国の米の消費量は、毎年減少しており、需給調整と水田の有効活用のため、非主食用米（加工用米、輸出用米など）のほか、麦・大豆・そば等の転作作物の生産が行われている。																																																					
現況等のデータ	○水稻作付面積（長野市水田台帳システム農業者データ） (ha) <table><tr><th>年度</th><th>主食用米 作付面積</th><th>非主食用米 作付面積</th><th>合計</th></tr><tr><td>R3</td><td>1,351.5</td><td>57.0</td><td>1,408.5</td></tr><tr><td>R4</td><td>1,333.8</td><td>60.6</td><td>1,394.4</td></tr><tr><td>R5</td><td>1,308.0</td><td>59.4</td><td>1,367.4</td></tr><tr><td>R6</td><td>1,278.8</td><td>59.6</td><td>1,338.4</td></tr><tr><td>R7</td><td>1,265.1</td><td>34.4</td><td>1,299.5</td></tr></table> ○水稻の経営規模別農家数（長野市水田台帳システム農業者データ） <table><tr><th rowspan="2">経営規模</th><th colspan="2">水稻生産者数（経営体）</th><th colspan="2">作付面積（ha）</th></tr><tr><th>R6</th><th>R7</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>0.5ha未満</td><td>6,090</td><td>5,945</td><td>978.4</td><td>880.8</td></tr><tr><td>0.5ha以上4ha未満</td><td>201</td><td>196</td><td>178.7</td><td>175.9</td></tr><tr><td>4ha以上</td><td>15</td><td>16</td><td>181.3</td><td>206.5</td></tr><tr><td>計</td><td>6,306</td><td>6,157</td><td>1,338.4</td><td>1,263.2</td></tr></table>	年度	主食用米 作付面積	非主食用米 作付面積	合計	R3	1,351.5	57.0	1,408.5	R4	1,333.8	60.6	1,394.4	R5	1,308.0	59.4	1,367.4	R6	1,278.8	59.6	1,338.4	R7	1,265.1	34.4	1,299.5	経営規模	水稻生産者数（経営体）		作付面積（ha）		R6	R7	R6	R7	0.5ha未満	6,090	5,945	978.4	880.8	0.5ha以上4ha未満	201	196	178.7	175.9	4ha以上	15	16	181.3	206.5	計	6,306	6,157	1,338.4	1,263.2
年度	主食用米 作付面積	非主食用米 作付面積	合計																																																			
R3	1,351.5	57.0	1,408.5																																																			
R4	1,333.8	60.6	1,394.4																																																			
R5	1,308.0	59.4	1,367.4																																																			
R6	1,278.8	59.6	1,338.4																																																			
R7	1,265.1	34.4	1,299.5																																																			
経営規模	水稻生産者数（経営体）		作付面積（ha）																																																			
	R6	R7	R6	R7																																																		
0.5ha未満	6,090	5,945	978.4	880.8																																																		
0.5ha以上4ha未満	201	196	178.7	175.9																																																		
4ha以上	15	16	181.3	206.5																																																		
計	6,306	6,157	1,338.4	1,263.2																																																		

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 21

策定時(R3) の 評 価	・平坦地域では、法人等への農地の集積が進み、大規模経営が行われている。 ・自家消費を目的とする飯米農家が大半であるが、それらの農家によって農地が保全されている。 ・近年は主食用米の作付面積が目安値を下回った状態で維持している。
取 組 方 針	・水田を活用した主食用米以外の作物への転作を推進する。 ・収益力を強化するため、新たな農業技術の導入を支援する。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・水田収益力強化ビジョンに基づき、国の水田活用直接支払交付金や産地交付金を活用して、麦・大豆や、非主食用米（加工用米、輸出用米など）、野菜等の高収益作物への転作を推進する。また、収益力向上につながる新たな農業技術の導入も推進する。 ・生産者に対して、農業再生協議会を通じて、水稻に関する需給見通しに関する情報提供を行う。
実 施 状 況 (令和7年度)	・米の価格高騰に伴い、大規模生産者を中心に主食用米の作付けを増やす動きがみられたが、農家の減少等の要因により、水稻の合計作付面積は減少した。 ・営農計画書の発送時に、国の水田活用の直接支払交付金や経営所得安定対策に関する概要パンフレットを同封して情報提供を行い、転作を推進した。 ・農業再生協議会から農協の営農指導員等を通じて、主食用米に関する需給見通しについて情報提供を行い、転作を推進した。 ・上記の取組等により、令和7年産米における生産数量目安値を達成した。 ・昨今の異常な温暖化対策として、新耐暑性品種「にじのきらめき」の栽培(70ha)を開始した。(JAながの)

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 22

区 分	内 容																																																												
項 目 (担 当)	地域奨励作物 農業政策課生産振興担当																																																												
経 過 ・ 現 況	○市の現況 ・本市の小麦粉、みそ、そばの消費量は全国上位（総務省統計局家計調査等）であるが、原料となる小麦、大豆、玄そばの国内自給率は、1～2割程度である。 ○主な支援 ・農地の遊休荒廃化の防止、地産地消の推進を目的に、平成16年度から小麦、大豆、そばを地域奨励作物として、出荷量に応じ奨励金を交付している。 ・平成27年度から中山間地域の奨励金単価を引き上げた※。また、JAが生産奨励している「枝豆」を新たに奨励金の対象とした。 ※小麦、大豆、そばは、国の経営所得安定対策交付金等の対象となっているが、平成27年度の制度変更により交付対象者が認定農業者や集落営農に限定されたことから、機械化による規模拡大が困難な中山間地域で、農地の遊休荒廃化が進むことが懸念されたため。																																																												
現況等のデータ	○地域奨励作物出荷量 (t) <table><tr><td>品目</td><td>H27</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>R元</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>小麦</td><td>440</td><td>402</td><td>358</td><td>383</td><td>366</td><td>350</td><td>312</td><td>366</td><td>365</td><td>468</td><td>519</td></tr><tr><td>大豆</td><td>63</td><td>90</td><td>71</td><td>90</td><td>74</td><td>98</td><td>106</td><td>133</td><td>136</td><td>132</td><td>95</td></tr><tr><td>そば</td><td>105</td><td>105</td><td>115</td><td>112</td><td>158</td><td>183</td><td>196</td><td>187</td><td>177</td><td>179</td><td>190</td></tr><tr><td>枝豆</td><td>18</td><td>22</td><td>19</td><td>20</td><td>17</td><td>7</td><td>9</td><td>14</td><td>6</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> ※小数点以下四捨五入	品目	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	小麦	440	402	358	383	366	350	312	366	365	468	519	大豆	63	90	71	90	74	98	106	133	136	132	95	そば	105	105	115	112	158	183	196	187	177	179	190	枝豆	18	22	19	20	17	7	9	14	6	3	4
品目	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7																																																		
小麦	440	402	358	383	366	350	312	366	365	468	519																																																		
大豆	63	90	71	90	74	98	106	133	136	132	95																																																		
そば	105	105	115	112	158	183	196	187	177	179	190																																																		
枝豆	18	22	19	20	17	7	9	14	6	3	4																																																		
策 定 時 (R 3) の 評 価	・小麦は、豊作だった平成27年産が大幅に増加したが、近年は減少している。 ・そばは、二期作が進み出荷量が増加している。 ・大豆は、ほぼ横ばいとなっている。																																																												
取 組 方 針	・作付面積を増やし、農地の遊休荒廃化を防ぐ。																																																												
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・奨励金の効果を検証しつつ、引き続き取り組む。																																																												
実 施 状 況 (令和7年度)	・平成27年と比較すると出荷量が、小麦+79t、大豆+32t、そば+85t、枝豆△14tとなった。																																																												

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 23

区 分	内 容																																																																																																																			
項 目 (担 当)	畜産振興（牛・豚など） 農業政策課生産振興担当																																																																																																																			
経 過 ・ 現 況	○市の現況 ・戸隠牧場は、旧戸隠村が明治42年に国有林150haを借受けて開設し、肉用牛、乳用牛の預託を受けている。牧場内にふれあい動物園を設置するほか、引き馬による乗馬体験なども行われており、隣接するキャンプ場とともに観光エリアを形成している。 ・肉用牛、乳用牛のほか、畜産業として、養豚、養鶏、養蜂を行う農家がある。 ○主な支援 ・長野市農業団体協議会畜産部会において、講習会、視察研修、畜産衛生指導などを行っている。																																																																																																																			
現況等のデータ	○戸隠牧場の牛預託頭数等 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">預託頭数</th><th rowspan="2">合計</th><th colspan="2">農家数（戸）</th><th rowspan="2">合計</th><th rowspan="2">入場者数 （人）</th></tr><tr><th>市内</th><th>市外</th><th>市内</th><th>市外</th></tr><tr><td>R3</td><td>45</td><td>63</td><td>108</td><td>3</td><td>15</td><td>18</td><td>10,905</td></tr><tr><td>R4</td><td>28</td><td>81</td><td>109</td><td>3</td><td>15</td><td>18</td><td>12,386</td></tr><tr><td>R5</td><td>22</td><td>83</td><td>105</td><td>2</td><td>17</td><td>19</td><td>12,290</td></tr><tr><td>R6</td><td>10</td><td>58</td><td>68</td><td>1</td><td>14</td><td>15</td><td>12,580</td></tr><tr><td>R7</td><td>12</td><td>60</td><td>72</td><td>1</td><td>12</td><td>13</td><td>11,100</td></tr></table> ○市内畜産飼養農家数・飼養頭数 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">牛</th><th colspan="2">豚</th><th colspan="2">鶏</th><th colspan="2">蜜蜂</th></tr><tr><th>戸数</th><th>頭数</th><th>戸数</th><th>頭数</th><th>戸数</th><th>頭数</th><th>戸数</th><th>群数</th></tr><tr><td>R3</td><td>9</td><td>285</td><td>3</td><td>548</td><td>2</td><td>2,403</td><td>49</td><td>1,027</td></tr><tr><td>R4</td><td>9</td><td>281</td><td>3</td><td>721</td><td>2</td><td>2,454</td><td>58</td><td>1,069</td></tr><tr><td>R5</td><td>8</td><td>268</td><td>3</td><td>486</td><td>2</td><td>2,059</td><td>52</td><td>884</td></tr><tr><td>R6</td><td>5</td><td>233</td><td>4</td><td>536</td><td>2</td><td>2,045</td><td>42</td><td>820</td></tr><tr><td>R7</td><td>6</td><td>203</td><td>3</td><td>330</td><td>2</td><td>1,728</td><td>55</td><td>1,017</td></tr></table> （2月1日現在、蜜蜂は1月1日現在）			預託頭数		合計	農家数（戸）		合計	入場者数 （人）	市内	市外	市内	市外	R3	45	63	108	3	15	18	10,905	R4	28	81	109	3	15	18	12,386	R5	22	83	105	2	17	19	12,290	R6	10	58	68	1	14	15	12,580	R7	12	60	72	1	12	13	11,100		牛		豚		鶏		蜜蜂		戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	群数	R3	9	285	3	548	2	2,403	49	1,027	R4	9	281	3	721	2	2,454	58	1,069	R5	8	268	3	486	2	2,059	52	884	R6	5	233	4	536	2	2,045	42	820	R7	6	203	3	330	2	1,728	55	1,017
	預託頭数			合計	農家数（戸）		合計	入場者数 （人）																																																																																																												
	市内	市外	市内		市外																																																																																																															
R3	45	63	108	3	15	18	10,905																																																																																																													
R4	28	81	109	3	15	18	12,386																																																																																																													
R5	22	83	105	2	17	19	12,290																																																																																																													
R6	10	58	68	1	14	15	12,580																																																																																																													
R7	12	60	72	1	12	13	11,100																																																																																																													
	牛		豚		鶏		蜜蜂																																																																																																													
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	群数																																																																																																												
R3	9	285	3	548	2	2,403	49	1,027																																																																																																												
R4	9	281	3	721	2	2,454	58	1,069																																																																																																												
R5	8	268	3	486	2	2,059	52	884																																																																																																												
R6	5	233	4	536	2	2,045	42	820																																																																																																												
R7	6	203	3	330	2	1,728	55	1,017																																																																																																												
策 定 時（R3） の 評 価	・草地改良や市外畜産農家へのPRにより預託頭数は、一定数を維持している。 ・戸隠牧場への入場者数は1万人前後あり、戸隠地区の観光振興に貢献している。 ・CSF（豚熱）や鳥インフルエンザ対策として、消毒マット等の設置や飼養農家への情報提供など、県と連携して取組を行った。																																																																																																																			
取 組 方 針	・戸隠牧場の預託頭数増加に向けて取り組む。 ・戸隠牧場の観光地としての魅力を向上させ、入場者の増加に取り組む。																																																																																																																			

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 23

具体的取組 (アクションプラン)	・戸隠牧場の草地改良をする。また、老朽化した施設の改築修繕を行う。 ・長野地域連携中枢都市圏の連携自治体と協力し、預託利用の呼び込みやPR方法を研究する。 ・県と連携しCSF（豚熱）や鳥インフルエンザの防疫に取り組む。
----------------------------	---

実施状況 (令和7年度)	・高齢化等の影響で畜産農家数が減少していることにより、戸隠牧場の牛の預託頭数は減少傾向にある。 ・預託頭数増加に向けて、平成27年度から戸隠牧場に合う草の播種及び石灰や尿素を施肥するなど草地改良を行っている。 ・CSF（豚熱）対策として、市の本支庁舎に消毒マット等を設置したほか、県と連携し養豚農家に情報提供を行った。また、鳥インフルエンザ対策として、県と連携し養鶏農家に情報提供を行った。
------------------------	---

③ 地域の特性を活かした生産振興

ア 主要農畜産物の生産振興

No. 24

区 分	内 容																																																						
項 目 (担 当)	めん羊振興（サフォーク） 農業政策課生産振興担当																																																						
経 過 ・ 現 況	旧信州新町では、昭和初期から軍服の採毛用として飼育していためん羊（コリデール種など）を食肉として再利用したことにより、ジンギスカン料理が盛んとなった歴史がある。 ○経過 ・繊維製品の普及により信州新町内でのめん羊飼養は衰退したが、昭和 57 年に肉用めん羊（サフォーク種）を初めて導入し、生産奨励を行った。 ・信州新町が、めん羊牧場（左右牧場（平成 29 年廃止））及びめん羊繁殖センターを設置して飼養農家の支援を行うほか、さざり荘でサフォーク肉を提供してきた。現在は、長野市がこれらの公共施設を引き継ぎ、農業と観光の連携によるまちづくりを進めている。																																																						
現況等のデータ	○市内めん羊飼養農家数・飼養頭数等 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">飼養農家数</th><th rowspan="2">飼養頭数</th><th rowspan="2">出荷頭数</th><th colspan="2">内訳</th></tr><tr><th>市内出荷</th><th>市外出荷</th></tr><tr><td>R 元</td><td>8</td><td>412</td><td>220</td><td>81</td><td>139</td></tr><tr><td>R 2</td><td>6</td><td>266</td><td>202</td><td>100.5</td><td>101.5</td></tr><tr><td>R 3</td><td>7</td><td>279</td><td>159</td><td>83.5</td><td>75.5</td></tr><tr><td>R 4</td><td>5</td><td>280</td><td>141</td><td>84</td><td>57</td></tr><tr><td>R 5</td><td>4</td><td>305</td><td>128</td><td>72</td><td>56</td></tr><tr><td>R 6</td><td>4</td><td>236</td><td>144</td><td>103</td><td>41</td></tr><tr><td>R 7</td><td>4</td><td>278</td><td>106</td><td>72</td><td>34</td></tr></table> 信州新町肉めん羊生産組合及び信州新町羊同好会調べ（令和 8 年 3 月末現在）						飼養農家数	飼養頭数	出荷頭数	内訳		市内出荷	市外出荷	R 元	8	412	220	81	139	R 2	6	266	202	100.5	101.5	R 3	7	279	159	83.5	75.5	R 4	5	280	141	84	57	R 5	4	305	128	72	56	R 6	4	236	144	103	41	R 7	4	278	106	72	34
	飼養農家数	飼養頭数	出荷頭数	内訳																																																			
				市内出荷	市外出荷																																																		
R 元	8	412	220	81	139																																																		
R 2	6	266	202	100.5	101.5																																																		
R 3	7	279	159	83.5	75.5																																																		
R 4	5	280	141	84	57																																																		
R 5	4	305	128	72	56																																																		
R 6	4	236	144	103	41																																																		
R 7	4	278	106	72	34																																																		
策 定 時 (R 3) の 評 価	・飼養頭数のほとんどが 1 戸の農家に集中している。 ・飼養農家数及び飼養頭数が減少傾向にある。 ・出産頭数が年 1.3 頭と少ないため、黒字化が難しい。 ・枝肉の生産量の国内産割合は、0.6%であり国内産は希少価値がある。 ・地元で生産されたサフォーク肉は、地区内の店舗を中心に提供されている。																																																						
取 組 方 針	・飼養農家数及び飼養頭数の増加に向けて取り組む。 ・信州新町地区内の飲食店で地元産サフォーク肉の提供を働きかける。																																																						
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・めん羊飼養農家を地域と一体となって支援する。																																																						
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・生産コスト縮減のため、繁殖、肥育農家の分離を行い、繁殖農家が自給飼料を中心に飼養している。																																																						

③ 地域の特性を活かした生産振興

イ 中山間地域の生産振興

No. 25

区 分	内 容																														
項 目 (担 当)	中山間地域の農地維持（中山間地域等直接支払制度） 農業政策課生産振興担当																														
経 過 ・ 現 況	中山間地域農業は、平地に比べ地形的に耕作条件が不利なため、担い手が減少し、農業や集落の維持が難しくなっている。農業生産活動を継続するために集落等を単位に協定を締結し農業者等が行う、耕作放棄地の発生防止活動、水路・農道等の管理活動に対して、国の基準に基づき支援している。 ○中山間地域等直接支払交付金 ・負担割合 法指定：国 1/2・県 1/4・市 1/4 特認定：国 1/3・県 1/3・市 1/3																														
現況等のデータ	○集落協定数等 <table><tr><td></td><td>集 落 協定数</td><td>参加者数 (人)</td><td>面積 (ha)</td><td>交付金額 (千円)</td></tr><tr><td>第 5 期 (R 3)</td><td>92</td><td>1, 311</td><td>401</td><td>65, 490</td></tr><tr><td>第 5 期 (R 4)</td><td>93</td><td>1, 335</td><td>405. 5</td><td>66, 115</td></tr><tr><td>第 5 期 (R 5)</td><td>94</td><td>1, 226</td><td>406. 9</td><td>66, 056</td></tr><tr><td>第 5 期 (R 6)</td><td>95</td><td>1, 237</td><td>405. 7</td><td>65, 411</td></tr><tr><td>第 6 期 (R 7)</td><td>85</td><td>1, 098</td><td>392. 4</td><td>69, 286</td></tr></table>		集 落 協定数	参加者数 (人)	面積 (ha)	交付金額 (千円)	第 5 期 (R 3)	92	1, 311	401	65, 490	第 5 期 (R 4)	93	1, 335	405. 5	66, 115	第 5 期 (R 5)	94	1, 226	406. 9	66, 056	第 5 期 (R 6)	95	1, 237	405. 7	65, 411	第 6 期 (R 7)	85	1, 098	392. 4	69, 286
	集 落 協定数	参加者数 (人)	面積 (ha)	交付金額 (千円)																											
第 5 期 (R 3)	92	1, 311	401	65, 490																											
第 5 期 (R 4)	93	1, 335	405. 5	66, 115																											
第 5 期 (R 5)	94	1, 226	406. 9	66, 056																											
第 5 期 (R 6)	95	1, 237	405. 7	65, 411																											
第 6 期 (R 7)	85	1, 098	392. 4	69, 286																											
策 定 時 (R 3) の 評 価	・高齢化、担い手及び役員不足等により、5年ごとの新期対策に移行するたびに協定数が減少している。 ・集落協定を締結している農用地では、協定参加者全員で協力して保全活動しているため荒廃化を抑制しているが、集落協定を締結していない農用地では荒廃化が拡大している。																														
取 組 方 針	・集落協定数及び取組農用地面積の減少を抑制する。																														
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・集落協定を締結していない集落へ他の事業（多面的機能支払事業）も含め広く P R し取組を促進する。 ・集落が取り組みやすいように、小規模・高齢化した集落に対して、交付金に関する事務を支援する。																														
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・大岡地区の 3 集落を新規認定し中山間地の農地維持に繋げた。 ・広範囲で効率的な活動をするため、芋井地区、信更地区で集落を統合した。 ・第 6 期の活動組織として、85 集落の認定を行った。																														

③ 地域の特性を活かした生産振興

イ 中山間地域の生産振興

No. 26

区 分	内 容				
項 目 (担 当)	中山間地域の生産振興 農業政策課生産振興担当				
経 過 ・ 現 況	中山間地域は、地形的条件により平地に比べ生産性が低いことに加え、農業後継者不足により遊休荒廃農地が増加している。このため、農業者の団体等が行う優良農地への復元や地区振興作物の導入等を支援している。 ○中山間地域農業活性化事業 農業者の団体等が行う遊休荒廃農地から優良農地への復元、地区の特性を活かした振興作物やワイン用ぶどうの苗等の購入に対して補助金を交付している。				
現況等のデータ	○中山間地域農業活性化事業（主な実績）				
	年度	地区	区分	面積 (㎡)	作物の種別
	R 3	戸隠	農地復元	1, 004	そば
	R 4	信州新町	農地復元	1, 000	荳胡麻
		鬼無里	農地復元	4, 155	ワイン用ぶどう
		戸隠	農地復元	1, 144	そば
	R 5	信州新町	農地復元	3, 480	荳胡麻
	R 6	信州新町	農地復元	2, 212	荳胡麻
		大岡	農地復元	2, 724	水稻
	R 7	芋井	農地復元	2, 113	夏秋トマト 夏秋イチゴ
○中山間地域のワイン用ぶどう（令和7年度）					
栽培面積 (ha)		主な栽培地区			
9. 55		信更、信州新町、七二会、中条、浅川、鬼無里、大岡など			
策 定 時 (R 3) の 評 価	- 優良農地へ復元することにより作付面積の増加につながっている。 - 地域に適した作物の導入が継続されることにより遊休荒廃農地発生の抑制につながっている。				
取 組 方 針	- 遊休荒廃農地から優良農地への復元を図っていく。 - 地域に適した作物の栽培を拡大する。				
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	- 農業者の団体が行う農地復元に対して支援する。 - 地域に適した作物の導入について J A と連携する。 - ワイン用ぶどう、エゴマ栽培の普及・促進を支援する。				
実 施 状 況 (令和7年度)	- 夏秋トマト、夏秋イチゴの作付けのため、遊休農地を優良農地に 2, 113 ㎡復元した。 - 耕作放棄地対策委員会にヤマブキ実験農場の苗木等の購入補助を行った。				

③ 地域の特性を活かした生産振興

ウ 安全・安心な農産物づくり

No. 27

区 分	内 容
項 目 (担 当)	環境にやさしい農業の推進 農業政策課生産振興担当
経 過 ・ 現 況	化学肥料などの使用により、農業の生産性は大幅に向上したが、一方で、環境への負荷の増大が懸念されることから、環境にやさしい農業が推進されている。 ○主な支援等 (1) 国の制度 ・環境保全型農業直接支払制度 県や市と協働し、化学肥料・化学合成農薬の使用低減のほか、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動に対して支援を行っている。 ・有機 J A S 認証制度 農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された農産物を認証している。 ・みどりの食料システム戦略 持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な視点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するとして、令和3年5月に公表された。 (2) 県の制度 ・エコファーマー（※令和4年6月までで新規・再認定の受付を終了） 持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減などに取り組む農業生産計画を知事が認定している。 ・環境負荷低減事業活動実施計画認定（みどり認定） 「エコファーマー認定制度」に代わり、令和5年4月から新たに創設。 みどりの食料システム法に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減や、温室効果ガス排出量削減などに取り組む農業者を知事が認定する。 ・環境にやさしい農産物認証制度 地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を50%以上（一部30%以上）削減した方法で生産された農産物を認証している。 (3) 市の支援 ・性フェロモン剤の導入や農業用生分解性マルチシートの導入のほか、有機 J A S 認証取得などへの支援を行っている。

③ 地域の特性を活かした生産振興

ウ 安全・安心な農産物づくり

No. 27

現況等のデータ	○環境保全型農業直接支払			○エコファーマー市内認定者数	
		人数	面積（a）		人数
	R 3	10	1,309	R 2	120（18）
	R 4	9	1,196	R 3	84（14）
	R 5	9	1,301	R 4	81（14）
	R 6	9	1,036	カッコ内は内数で女性の人数	
	R 7	10	1,236	※認定期間：認定書の交付から 5年後の年度末まで	
現況等のデータ	○環境にやさしい農作物認証制度			○みどり認定件数	
		件数			件数
	R 3	27 件		R 6	10 件
	R 4	29 件		R 7	15 件
	R 5	32 件			
	R 6	33 件			
	R 7	31 件			
	○生物利用等環境保全型農業推進事業交付件数				
		事業費(千円)	補助金(千円)	戸数	本数
	R 3	29,803	2,979	2,340	408,465
	R 4	27,875	2,786	2,189	386,460
	R 5	29,116	2,911	2,015	366,618
	R 6	27,796	2,779	1,287	331,590
	R 7	30,022	3,001	1,264	320,340
	○農業用生分解性マルチシート導入推進事業交付件数				
	事業費(千円)	補助金(千円)	戸数	本数	
R 3	1,982	594	115	423	
R 4	1,937	580	101	353	
R 5	1,850	555	108	338	
R 6	1,804	540	92	305	
R 7	2,225	666	92	357	
</					

③ 地域の特性を活かした生産振興

ウ 安全・安心な農産物づくり

No. 27

取 組 方 針	・生物多様性など自然環境の保全にもなる「環境にやさしい農業」に取り組む生産者を増やす。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・農業者の自主性を尊重しながら、各種認証制度を活用した環境にやさしい農業への取組みを促進する。 ・直売所等を活用した生産者の直接販売により差別化した販売を促進する。 ・農業研修センターの研修課程や講座などで、減農薬農業など環境にやさしい農業を取り上げる。

実 施 状 況 (令和 7 年度)	・環境保全型農業直接支払について、新規の取組を希望する 3 件に対して、農業農村支援センターとともに相談に対応し支援を行った。うち 1 件が次年度から新たに本事業に取り組むこととなった。 ・みどり認定の件数は前年度に対し 5 件増加した。
----------------------	--

③ 地域の特性を活かした生産振興
ウ 安全・安心な農産物づくり

No. 28

区 分	内 容																																																																	
項 目 (担 当)	農業生産工程管理 農業政策課生産振興担当																																																																	
経 過 ・ 現 況	近年、輸入農産物からの残留農薬の検出や、食品の偽装問題などを契機に、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっている。 農業生産活動を行ううえで必要な関係法令等に即した点検項目に沿って、生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を持続的に行う活動として、農業生産工程管理（G A P）の取組が広がっている。 ○国の取組 ・持続的な活動を推進するため、平成 22 年に農業生産工程管理（G A P）の共通基盤に関するガイドラインを策定した。 ○県の取組 ・長野県適正農業規範、国のガイドラインに長野県独自の項目を加えた長野県 G A P 基準を策定した。 ○J A の取組 ・J A 長野県営農センターが、J A 長野県グループにおける G A P 推進計画を策定し、G A P ・安全安心担当者会議を通じて県下 J A 担当者へ説明を行い、農家理解の促進を支援している。																																																																	
現況等のデータ	○農協の取組状況 J A グリーン長野 <table><tr><th>年度</th><th>栽培日誌の提出件数</th><th>残留農薬検査件数</th><th>放射性物質検査件数</th></tr><tr><td>R 元</td><td>6, 015</td><td>97</td><td>3</td></tr><tr><td>R 2</td><td>6, 171</td><td>79</td><td>3</td></tr><tr><td>R 3</td><td>9, 119</td><td>90</td><td>0</td></tr><tr><td>R 4</td><td>9, 080</td><td>104</td><td>0</td></tr><tr><td>R 5</td><td>9, 050</td><td>86</td><td>0</td></tr><tr><td>R 6</td><td>8, 701</td><td>84</td><td>0</td></tr><tr><td>R 7</td><td>9, 990</td><td>84</td><td>0</td></tr></table> J A ながの（長野市内分） <table><tr><th>年度</th><th>栽培日誌の提出件数</th><th>残留農薬検査件数</th><th>放射性物質検査件数</th></tr><tr><td>R 元</td><td>14, 000</td><td>92</td><td>0</td></tr><tr><td>R 2</td><td>13, 000</td><td>84</td><td>0</td></tr><tr><td>R 3</td><td>13, 000</td><td>90</td><td>0</td></tr><tr><td>R 4</td><td>13, 000</td><td>89</td><td>0</td></tr><tr><td>R 5</td><td>13, 000</td><td>89</td><td>0</td></tr><tr><td>R 6</td><td>13, 000</td><td>89</td><td>0</td></tr><tr><td>R 7</td><td>12, 000</td><td>89</td><td>0</td></tr></table>		年度	栽培日誌の提出件数	残留農薬検査件数	放射性物質検査件数	R 元	6, 015	97	3	R 2	6, 171	79	3	R 3	9, 119	90	0	R 4	9, 080	104	0	R 5	9, 050	86	0	R 6	8, 701	84	0	R 7	9, 990	84	0	年度	栽培日誌の提出件数	残留農薬検査件数	放射性物質検査件数	R 元	14, 000	92	0	R 2	13, 000	84	0	R 3	13, 000	90	0	R 4	13, 000	89	0	R 5	13, 000	89	0	R 6	13, 000	89	0	R 7	12, 000	89	0
年度	栽培日誌の提出件数	残留農薬検査件数	放射性物質検査件数																																																															
R 元	6, 015	97	3																																																															
R 2	6, 171	79	3																																																															
R 3	9, 119	90	0																																																															
R 4	9, 080	104	0																																																															
R 5	9, 050	86	0																																																															
R 6	8, 701	84	0																																																															
R 7	9, 990	84	0																																																															
年度	栽培日誌の提出件数	残留農薬検査件数	放射性物質検査件数																																																															
R 元	14, 000	92	0																																																															
R 2	13, 000	84	0																																																															
R 3	13, 000	90	0																																																															
R 4	13, 000	89	0																																																															
R 5	13, 000	89	0																																																															
R 6	13, 000	89	0																																																															
R 7	12, 000	89	0																																																															

③ 地域の特性を活かした生産振興

ウ 安全・安心な農産物づくり

No. 28

策定時(R3) の 評 価	・ J A長野県グループのG A P 推進計画に基づき、栽培日誌や残留農薬等について、J Aが個別にチェックをしている。
取 組 方 針	・ 系統内出荷について、全ての農家がG A P に基づいた出荷を適正に行うことができるように、J Aと連携して農家を指導する。 ・ 国際レベルでの客観的な第三者認証とはなっていないため、国の動向を注視していく。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 農薬の適正な使用と保管の指導及び飛散防止対策を実施する。 ・ 農薬の適正使用に関する誓約書の回収を徹底する。 ・ 栽培日誌を完全に記帳させるとともに、安全安心システムを活用し出荷前確認を実施する。 ・ 農業生産工程管理（G A P）の効率化を図る。 ・ 残留農薬・放射性物質検査を出荷前に実施し、事故発生時には迅速に対応する。 ※上記は、J Aによる取組
実 施 状 況 (令和7年度)	・ 不要となった農薬や、廃プラスチック等を農協が積極的に農家から回収した（J Aグリーン長野、J Aながの）。 不要農薬回収 1 回/年 農業用プラスチック 2 回/年（J Aグリーン長野、J Aながの）

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 29

区 分	内 容
項 目 (担 当)	災害対策 農業政策課生産振興担当
経 過 ・ 現 況	農業は自然環境の影響を受けやすい産業であることから、自然災害等により農家が被った損害に対する各種支援制度により、経済的負担を軽減し、再生産を促している。 ○農業共済 ・国の農業災害対策に基づく公的保険として、農業共済が制度化されており、相互扶助の考えに基づき、農家が掛金を出し合って、災害が発生したときに、水稻、果樹、家畜、園芸施設などを対象として共済金が支払われる。 ・平成 31 年 1 月から収入保険制度が始まる。対象者は青色申告を行っている農業者で、基本的に品目の限定はなく、自然災害だけでなく価格低下なども含めた収入減少を補償する制度となっている。 ・家畜診療所は、土日を含む 24 時間体制で加入家畜の診療を行うほか、損害防止事業や飼養管理の指導により、家畜共済加入農家の経営安定に寄与している。 ○市の支援 (1) 共済加入者に対するもの ・共済加入の農業者の負担を軽減するため、果樹共済掛金（農家掛金の 2/10）及び農業共済事務費賦課金（農家の負担する事務費賦課金の 10/10）に補助金を交付している。 ・家畜診療所の運営に係る経費については、診療収入のほか、構成市町村及び長野県農業共済組合北信地域センターで負担している。 (2) 農業災害対策資金利子補給金 ・被害農業者の農業経営の安定を図るため、借り入れた農業災害対策資金の金利負担を軽減するための利子補給金を交付している。 (3) 農作物災害緊急対策事業補助金 ・J A 等が行う暴風雨、降ひょう、豪雪等に起因する病虫害防除対策などに要する経費に対して補助金を交付している。 補助率 3/10～7/10 以内 (4) 農業経営収入保険加入促進補助金事業 ・農業経営収入保険加入の農業者の負担を軽減するため、保険料（積立金及び付加保険料を除く保険料の新規 1/2、継続 1/4 ただし、認定新規就農者は 1/2）に補助金を交付している。

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 29

	○農業共済加入者への支援 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">果樹共済掛金補助</th><th>事務費賦課金補助</th></tr><tr><th>金額（円）</th><th>加入率（％）</th><th>金額（円）</th></tr><tr><td>R 3</td><td>3, 982, 000</td><td>9. 9</td><td>1, 586, 000</td></tr><tr><td>R 4</td><td>2, 346, 000</td><td>8. 3</td><td>1, 171, 000</td></tr><tr><td>R 5</td><td>2, 173, 000</td><td>7. 1</td><td>1, 081, 000</td></tr><tr><td>R 6</td><td>2, 026, 000</td><td>7. 0</td><td>907, 000</td></tr><tr><td>R 7</td><td>2, 349, 000</td><td>6. 0</td><td>940, 000</td></tr></table> ○収入保険加入者への支援 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="3">補助対象者数</th><th rowspan="2">補助金額（円）</th></tr><tr><th>新規</th><th>継続</th><th>合計</th></tr><tr><td>R 4</td><td>102</td><td></td><td>102</td><td>2, 862, 000</td></tr><tr><td>R 5</td><td>63</td><td>97</td><td>160</td><td>2, 999, 000</td></tr><tr><td>R 6</td><td>59</td><td>149</td><td>208</td><td>3, 349, 000</td></tr><tr><td>R 7</td><td>41</td><td>112</td><td>150</td><td>2, 579, 000</td></tr></table> ○家畜診療所負担金 <table><tr><th>年度</th><th>金額（円）</th><th>飼養頭数</th></tr><tr><td>R 3</td><td>4, 115, 500</td><td>344</td></tr><tr><td>R 4</td><td>3, 811, 000</td><td>342</td></tr><tr><td>R 5</td><td>3, 693, 000</td><td>315</td></tr><tr><td>R 6</td><td>3, 111, 000</td><td>309</td></tr><tr><td>R 7</td><td>2, 856, 000</td><td>293</td></tr></table>	年度	果樹共済掛金補助		事務費賦課金補助	金額（円）	加入率（％）	金額（円）	R 3	3, 982, 000	9. 9	1, 586, 000	R 4	2, 346, 000	8. 3	1, 171, 000	R 5	2, 173, 000	7. 1	1, 081, 000	R 6	2, 026, 000	7. 0	907, 000	R 7	2, 349, 000	6. 0	940, 000	年度	補助対象者数			補助金額（円）	新規	継続	合計	R 4	102		102	2, 862, 000	R 5	63	97	160	2, 999, 000	R 6	59	149	208	3, 349, 000	R 7	41	112	150	2, 579, 000	年度	金額（円）	飼養頭数	R 3	4, 115, 500	344	R 4	3, 811, 000	342	R 5	3, 693, 000	315	R 6	3, 111, 000	309	R 7	2, 856, 000	293
年度	果樹共済掛金補助		事務費賦課金補助																																																																							
	金額（円）	加入率（％）	金額（円）																																																																							
R 3	3, 982, 000	9. 9	1, 586, 000																																																																							
R 4	2, 346, 000	8. 3	1, 171, 000																																																																							
R 5	2, 173, 000	7. 1	1, 081, 000																																																																							
R 6	2, 026, 000	7. 0	907, 000																																																																							
R 7	2, 349, 000	6. 0	940, 000																																																																							
年度	補助対象者数			補助金額（円）																																																																						
	新規	継続	合計																																																																							
R 4	102		102	2, 862, 000																																																																						
R 5	63	97	160	2, 999, 000																																																																						
R 6	59	149	208	3, 349, 000																																																																						
R 7	41	112	150	2, 579, 000																																																																						
年度	金額（円）	飼養頭数																																																																								
R 3	4, 115, 500	344																																																																								
R 4	3, 811, 000	342																																																																								
R 5	3, 693, 000	315																																																																								
R 6	3, 111, 000	309																																																																								
R 7	2, 856, 000	293																																																																								
策 定 時（R 3） の 評 価	・ 果樹共済への加入率は、全果樹栽培面積に対する加入面積の割合（経営規模の異なる全ての農家の加入率）で10%前後である。 ・ 畜産飼養農家数や頭数が減少し、家畜診療所の診療収入も減少している。																																																																									
取 組 方 針	・ 果樹栽培における農業共済の加入率を引き上げる。																																																																									
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ J Aや長野県農業共済組合を通じて、果樹共済や収入保険の未加入農家へ加入の働き掛けを行う。 ・ 経営安定に必要な認定農業者について、加入の実態を調査する。 ・ 加入促進を図るため認定農業者への機械化補助において共済への加入を要件としているが、そのほか効果的な対策を研究する。 ・ 大規模災害時には、農業制度資金、農作物災害緊急対策事業補助金を速やかに実施する。 ・ 家畜診療所の運営に対して、支援を継続する。																																																																									

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 29

実施状況 (令和7年度)	・果樹共済掛金（農家掛金の2/10）、農業共済事務費賦課金（農家の負担する事務費賦課金の10/10）及び農業経営収入保険（積立金及び付加保険料を除く保険料の新規1/2、継続1/4ただし、認定新規就農者は1/2）に対して補助金を交付し、果樹共済等への加入を促進した。 ・令和元年東日本台風により被害を受けた農業者の経営安定を図るため、農業者へ融資を行う融資機関に対し、農業災害対策資金利子補給金を令和2年度から令和8年度まで交付。（負担率県1/2、市1/2、最終借入人数42名） ・令和3年春の凍霜害により被害を受けた農業者の経営安定を図るため、農業者へ融資を行う融資機関に対し、農業災害対策資金利子補給金を令和3年度から令和9年度まで交付。（負担率県1/2、市1/2、最終借入人数12名） ・令和5年春の凍霜害により被害を受けた農業者の経営安定を図るため、農業者へ融資を行う融資機関に対し、農業災害対策資金利子補給金を令和5年度から令和11年度まで交付。（負担率県1/2、市1/2、最終借入人数15名） ・令和7年高温干ばつ対策として、長野市農作物災害緊急対策事業補助金の干害応急対策事業によりポンプ購入補助を実施した。（市補助率 3/10 対象者10名）
-------------------------	--

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 29-2

区 分	内 容																
項 目 (担 当)	令和元年東日本台風災害からの復旧・復興 農業政策課、農地整備課、長野市農業公社																
経 過 ・ 現 況	令和元年東日本台風は千曲川上流の北相木村で令和元年 10 月 12 日 1:00 から 14 日 24:00 の累積雨量が 395 mm、佐久市でも 311 mm など記録的な大雨をもたらし、生田（上田市）、杭瀬下（千曲市）、立ヶ花（中野市）の 3 水位観測所で計画高水位を超過する観測史上第 1 位の水位を観測した。 長野市では北部の長沼、豊野、古里地区、南部の篠ノ井、松代、若穂地区を中心に千曲川堤防の決壊や越水、その他河川の内水氾濫等により、農作物や樹体、農地、生産施設・設備などに大きな被害を受けた。 ○令和元年東日本台風に関する被害額（出典 長野市災害復興計画） <table><tr><th>被害の別</th><th>発生数</th><th>被害額 (百万円)</th><th>摘要</th></tr><tr><td>農作物・樹体被害</td><td>448ha</td><td>※1 974</td><td></td></tr><tr><td>生産施設等</td><td>547 箇所</td><td>※2 6,415</td><td></td></tr><tr><td>農地・農業用施設</td><td>1,430 箇所</td><td>※2 12,859</td><td>排水機場(7 箇所)(4,965)、 その他農業施設(281 箇所) 及び農地申請数(1,142 箇所) (7,894)</td></tr></table> ※1 事業者等からの聞き取りにより確認 ※2 災害復旧事業に係る算出額（災害査定額、予算額、見積額、契約額、支出見込額、支出済額など） 生業（なりわい）の再生に向けて、甚大な被害を受けた農業について一日も早い復旧とともに、将来的な農業経営を見据えながら、生産性と収益性の高い営農活動が可能となるよう様々な支援が求められている。 ○主な支援 (1) 営農再開に向けた相談体制の構築 ・ 農業相談窓口の開設、支援対策説明会の開催、支援パンフレットの配布 (2) 災害復旧事業（激甚災害の指定により国庫補助率の嵩上げ有り） ・ 農地、農道に堆積した土砂やゴミの撤去 ・ 田の未刈り取り稲の粉碎 (3) 被災農業者支援事業（国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金の活用） ・ 農業用機械及び施設（農機具格納庫等）の修繕、再取得等を支援 ・ 農業用ハウス及び付帯設備の修繕、再取得等を支援	被害の別	発生数	被害額 (百万円)	摘要	農作物・樹体被害	448ha	※1 974		生産施設等	547 箇所	※2 6,415		農地・農業用施設	1,430 箇所	※2 12,859	排水機場(7 箇所)(4,965)、 その他農業施設(281 箇所) 及び農地申請数(1,142 箇所) (7,894)
被害の別	発生数	被害額 (百万円)	摘要														
農作物・樹体被害	448ha	※1 974															
生産施設等	547 箇所	※2 6,415															
農地・農業用施設	1,430 箇所	※2 12,859	排水機場(7 箇所)(4,965)、 その他農業施設(281 箇所) 及び農地申請数(1,142 箇所) (7,894)														

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 29-2

	(4) 農作物等災害経営支援利子補給事業 ・被災した農業者の経営安定を図るため、農業者に融資を行う金融機関に対し、県、市、JAが協調して利子補給を行う。 (5) 農作物災害緊急対策事業 ・農業協同組合が行う代作用種苗や農業用施設復旧資材の購入を支援 (6) 被災果実等自家処分支援事業 ・生活環境の悪化を抑制するため、被災した果実等の自家埋設を支援 (7) 被災農地の貸借マッチング（長野市農業公社） ・営農継続が困難な被災農業者の農地の貸し出し意向、及び、担い手の農地借り受け希望を調査し、両者のマッチングを図る。 (8) 被災地区荒廃農地利活用補助金（令和3年度創設） ・被災地区の荒廃農地を優良農地に復元する取組を支援 10分の5以内又は10万円/10a (9) 農地流動化助成金の加算（令和3年度～令和5年度） ・令和元年東日本台風の浸水エリア内の農地の荒廃化を防ぎ、農地の流動化を促して担い手への集積を図るために、対象地区内の農用地を対象に一定額を加算																								
現況等のデータ	○営農再開に向けた相談 ・農業相談窓口 相談件数：2,165件（R1.11/25～R2.3/25） ・支援対策説明会 開催回数：4会場で10回 参加者数：491人 ○災害復旧事業 （農地復旧） ・千曲川氾濫による堆積土砂の撤去 約344ha（5cm以上堆積で復旧申請があった農地） <table><tr><td></td><td>面積(ha)</td><td>堆積厚(cm)</td><td>搬出量(m³)</td><td>地区</td><td>進捗率(%)</td></tr><tr><td>堤内地</td><td>163</td><td>5～100</td><td>—</td><td>豊野・長沼ほか</td><td>100</td></tr><tr><td>堤外地</td><td>181</td><td>5～60</td><td>—</td><td>篠ノ井～豊野</td><td>100</td></tr><tr><td>合計</td><td>344</td><td>—</td><td>約20万</td><td></td><td>100</td></tr></table> ・農地復旧申請件数 1,365件（R2.3.31） （農道復旧） ・堆積土砂の撤去 325路線 約100km（R2.2月完了済） ・損壊箇所の復旧 71箇所（R3.7月完了済） （用水施設復旧） ・損壊箇所の復旧 76箇所 （R4.5月完了済）		面積(ha)	堆積厚(cm)	搬出量(m³)	地区	進捗率(%)	堤内地	163	5～100	—	豊野・長沼ほか	100	堤外地	181	5～60	—	篠ノ井～豊野	100	合計	344	—	約20万		100
	面積(ha)	堆積厚(cm)	搬出量(m³)	地区	進捗率(%)																				
堤内地	163	5～100	—	豊野・長沼ほか	100																				
堤外地	181	5～60	—	篠ノ井～豊野	100																				
合計	344	—	約20万		100																				

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 29-2

	○被災農業者支援事業の実績（令和元年・2年度完了）			
	区分	申請者数	件数	補助金額（千円）
機 械	乗用トラクター	845	323	517,494
	スピードスプレヤー		259	1,016,618
	乗用型草刈機		347	205,428
	高所作業機		222	188,457
	その他		3,971	1,018,032
施 設	農機具格納庫	333	686	1,531,288
	ビニールハウス			
	防霜ファン等			
合計		1,178	5,808	4,477,317
	○農作物等災害経営支援利子補給事業の実績			
	・融資実行件数：42件 融資額：155,970千円			
	○農作物災害緊急対策事業の実績（令和元年度完了）			
	・J Aグリーン長野が行った、長芋の種芋(4,700kg)及び支柱(37,000本)の購入に対し、2,577千円を補助			
	○被災農地の貸借マッチング			
	・R2.1.28に長沼及び豊野地区の農家1,479戸に貸付意向確認調査票を発送			
	・R2.2.6に篠ノ井、松代、若穂地区の農家1,637戸に貸付意向確認調査票を発送			
	・貸付希望農地の面積：34.82ha（うちマッチング等面積：31.49ha）			
策 定 時（R 3） の 評 価	・農道や用水施設の復旧、農業用の機械や施設の修繕・再取得支援を進めた。 ・被災地区においても、農業者や農業委員、農地利用最適化推進委員等による地区内での話し合いにより、人・農地プランの実質化を完了した。 ・農業公社、農業委員、農地利用最適化推進委員が連携して、被災農地の貸借マッチングを進めた。 ・長野市農業祭での復興企画展や長野市地産地消推進協議会のスタンプラリーにより、農産物等の販売を支援した。			
取 組 方 針	・産地を維持するとともに、農業者にとって魅力とやりがいのある農業を目指し、経済波及効果の高い地域産業として更なる発展を図る。			

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 29-2

具 体 的 取 組 (アクションプラン)	○農林業の再建 ・被災した農道・水路等の農業用施設、林道等の復旧に取り組む。 ・農業委員会やＪＡ等関係機関と連携し、引き続き被災した農業者からの営農相談に取り組む。 ○農林業の振興 ・実質化した「人・農地プラン」に沿い、農業公社が行う農地中間管理事業の活用により、耕作放棄地の発生抑制と地域農業の中心的経営体への農地の集積・集約を促進し、規模拡大を目指す農業者の経営確立を支援する。 ・新規就農者の育成と定着を図るため、新規就農者を確保・支援する取組を継続する。 ・関係機関と連携し、新品種・新技術の導入等、地域の特性を活かした生産振興に取り組むとともに、地産地消等の販売力強化に必要な取組を支援する。 ・天候等による農業経営のリスク軽減のため、農業共済制度への加入を促す取組を継続する。
実 施 状 況 (令和７年度)	・農業公社、農業委員、農地最適化推進委員が連携して、被災農地の貸借マッチングを進めた。 ・長野市農業祭や長野市地産地消推進協議会のスタンプラリーにより、農産物等の販売を支援した。

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 30

区 分	内 容																																																																																																						
項 目 (担 当)	野生鳥獣被害防除対策 森林いのしか対策課																																																																																																						
経 過 ・ 現 況	近年、野生鳥獣の生息域拡大・個体数増加に伴い農作物被害が増加していることから、被害防止を図るため、平成 20 年に長野市鳥獣被害防止対策協議会を設立した。その支部組織である 23（令和 2 年度現在）の地区有害鳥獣対策協議会等が地域の実情に応じて実施する有害鳥獣被害防止対策に対し支援している。 また、国庫補助事業を活用して地域全体を囲む侵入防止柵導入の取組みを支援するほか、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりとして、緩衝帯の整備を行っている。 鳥獣保護法の改正により、認定鳥獣捕獲等事業者制度などが創設されたことにより、平成 27 年度以降は県の認定及び委託を受けた事業者が捕獲をすることが可能となったが、県では当面、市町村の枠組みを超えた広域的な視点での捕獲や、捕獲が難しい標高が高い場所などでの捕獲を中心に対策を行う方針であるため、市内では実施されていない。																																																																																																						
現況等のデータ	○野生鳥獣による農水物被害額の推移（R3 年度を 100 とした場合の指数） <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>被害額</td><td>78,813 (一)</td><td>78,752 (99.9)</td><td>80,821 (102.5)</td><td>94,069 (119.4)</td><td>95,392 (121.0)</td></tr></table> ※R6 の被害額の増加は、カワウの飛来数が急増したことが主要因 ○被害防止対策事業の実施状況 (市単補助) <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>電気柵・防護柵導入（箇所）</td><td>194</td><td>219</td><td>205</td><td>210</td><td>219</td></tr><tr><td>捕獲檻購入（基）</td><td>26</td><td>11</td><td>4</td><td>13</td><td>13</td></tr><tr><td>捕獲罠購入（基）</td><td>161</td><td>172</td><td>85</td><td>76</td><td>88</td></tr><tr><td>追い払い業務委託（人）</td><td>343</td><td>415</td><td>521</td><td>303</td><td>230</td></tr><tr><td>ライセンス取得補助（人）</td><td>16</td><td>1</td><td>5</td><td>6</td><td>9</td></tr><tr><td>有害鳥獣捕獲</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>イノシシ（頭）</td><td>558</td><td>707</td><td>916</td><td>557</td><td>897</td></tr><tr><td>ニホンジカ（頭）</td><td>1,536</td><td>1,480</td><td>1,569</td><td>1,809</td><td>1,888</td></tr><tr><td>ニホンザル（頭）</td><td>89</td><td>74</td><td>49</td><td>54</td><td>55</td></tr><tr><td>ハクビシン（頭）</td><td>318</td><td>341</td><td>325</td><td>327</td><td>272</td></tr><tr><td>タヌキ（頭）</td><td>396</td><td>409</td><td>373</td><td>319</td><td>479</td></tr><tr><td>アナグマ（頭）</td><td>108</td><td>128</td><td>142</td><td>131</td><td>86</td></tr><tr><td>カラス（羽）</td><td>204</td><td>211</td><td>189</td><td>183</td><td>98</td></tr><tr><td>ニホンジカ集中捕獲（人）</td><td>183</td><td>230</td><td>242</td><td>165</td><td>188</td></tr></table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	被害額	78,813 (一)	78,752 (99.9)	80,821 (102.5)	94,069 (119.4)	95,392 (121.0)		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	電気柵・防護柵導入（箇所）	194	219	205	210	219	捕獲檻購入（基）	26	11	4	13	13	捕獲罠購入（基）	161	172	85	76	88	追い払い業務委託（人）	343	415	521	303	230	ライセンス取得補助（人）	16	1	5	6	9	有害鳥獣捕獲						イノシシ（頭）	558	707	916	557	897	ニホンジカ（頭）	1,536	1,480	1,569	1,809	1,888	ニホンザル（頭）	89	74	49	54	55	ハクビシン（頭）	318	341	325	327	272	タヌキ（頭）	396	409	373	319	479	アナグマ（頭）	108	128	142	131	86	カラス（羽）	204	211	189	183	98	ニホンジカ集中捕獲（人）	183	230	242	165	188
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																																																																		
被害額	78,813 (一)	78,752 (99.9)	80,821 (102.5)	94,069 (119.4)	95,392 (121.0)																																																																																																		
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																																																																		
電気柵・防護柵導入（箇所）	194	219	205	210	219																																																																																																		
捕獲檻購入（基）	26	11	4	13	13																																																																																																		
捕獲罠購入（基）	161	172	85	76	88																																																																																																		
追い払い業務委託（人）	343	415	521	303	230																																																																																																		
ライセンス取得補助（人）	16	1	5	6	9																																																																																																		
有害鳥獣捕獲																																																																																																							
イノシシ（頭）	558	707	916	557	897																																																																																																		
ニホンジカ（頭）	1,536	1,480	1,569	1,809	1,888																																																																																																		
ニホンザル（頭）	89	74	49	54	55																																																																																																		
ハクビシン（頭）	318	341	325	327	272																																																																																																		
タヌキ（頭）	396	409	373	319	479																																																																																																		
アナグマ（頭）	108	128	142	131	86																																																																																																		
カラス（羽）	204	211	189	183	98																																																																																																		
ニホンジカ集中捕獲（人）	183	230	242	165	188																																																																																																		

③ 地域の特性を活かした生産振興

エ 災害対策・野生鳥獣対策

No. 30

	(国庫補助) <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>侵入防止柵・電気柵 の設置 (km)</td><td>5. 10 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区</td><td>1. 92 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区</td><td>1. 55 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区</td><td>3. 15 トタン併用 6 段張り電気柵 6 段張り電気 柵 若穂保科区 信州新町中牧 区</td><td>1. 28 3 段張り電気 柵 鬼無里新倉区</td></tr></table> ○緩衝帯整備事業の実施状況 <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>整備面積 (ha)</td><td>5. 23</td><td>4. 39</td><td>3. 77</td><td>2. 14</td><td>1. 30</td></tr></table>		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	侵入防止柵・電気柵 の設置 (km)	5. 10 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	1. 92 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	1. 55 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	3. 15 トタン併用 6 段張り電気柵 6 段張り電気 柵 若穂保科区 信州新町中牧 区	1. 28 3 段張り電気 柵 鬼無里新倉区		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	整備面積 (ha)	5. 23	4. 39	3. 77	2. 14	1. 30
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																				
侵入防止柵・電気柵 の設置 (km)	5. 10 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	1. 92 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	1. 55 トタン併用 6 段張り電気柵 若穂保科区	3. 15 トタン併用 6 段張り電気柵 6 段張り電気 柵 若穂保科区 信州新町中牧 区	1. 28 3 段張り電気 柵 鬼無里新倉区																				
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																				
整備面積 (ha)	5. 23	4. 39	3. 77	2. 14	1. 30																				
策定時 (R 3) の 評 価	・ 近年、特にニホンジカ、ニホンザルが増えており、有害鳥獣の駆除・個体数調整にあたる猟友会会員の高齢化等により捕獲・埋設作業等、捕獲従事者の負担が大きくなっている。 ・ 電気柵や防護柵の設置、緩衝帯整備などの防御対策及び、環境整備対策の実施により、農作物被害額は平成 23 年度をピークに緩やかに減少に転じているが、依然として被害は高い水準である。 ・ 設置した電気柵や防護柵の効果を持続させるため、修繕等の維持管理の負担が大きくなっている。																								
取 組 方 針	・ 新規狩猟者及び有害鳥獣捕獲従事者の確保を図り捕獲体制の充実を図る。 ・ 駆除個体数調整対策、防御対策（電気柵・防護柵）、環境整備（緩衝帯）を総合的にバランスよく行い、農業被害を減少させる。																								
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 駆除対策として、捕獲補助金による支援を行うとともに、ニホンジカの集中捕獲を行う。 ・ 防御対策として、国庫補助事業、市単補助を活用した電気柵・防護柵の新規設置及び維持管理について支援する。 ・ 環境整備対策として、緩衝帯整備を行い、維持管理について支援する。 ・ 若い世代への狩猟の魅力・意義を P R する。 ・ 被害防除対策の重点地区の設定及びモデル事業を検討する。																								
実 施 状 況 (令和 7 年度)	・ 駆除・個体数調整ではイノシシ 897 頭、ニホンジカ 1,888 頭、ニホンザル 55 頭をはじめ、合計 3,775 頭（羽）の有害鳥獣捕獲に対し補助を実施した。 ・ 侵入防止柵（国庫）の設置は、鬼無里地区において 1.28km の整備に対して補助を実施した。 ・ 緩衝帯を 7 箇所・1.30ha 整備し、農地周辺の環境整備対策を実施した。 ・ 新規従事者に対してくくり罠捕獲技術の研修会を実施した。																								

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

ア 販路の拡大

No. 31

区 分	内 容																																																																																
項 目 (担 当)	農業協同組合（ＪＡ）による販売活動 農業政策課農業戦略企画室																																																																																
経 過 ・ 現 況	○ＪＡの取組 ・主たる販売先である卸売市場の整理、見直しを行って、重点市場への集約化を図っているほか、取引市場の関係者を招いて産地との意見交換や、市場を訪問してトップセールスによる販売促進を行っている。 ・消費者の地産地消の意識の高まりを受けて、農産物直売所（インショップ含む。）の販売強化に取り組んでいる。 ○市の取組 ・市では、県外での物産展や観光キャンペーンに合わせて、ＪＡと連携して農産物のＰＲを行うほか、市長がトップセールスに同行するなど、ＪＡの販売活動を支援している。 ○長野県農産物等輸出事業者協議会の取組 ・ＪＡや商社、運輸などの企業で構成され、マーケティング調査活動、商談会、販売促進活動など商業ベースでの輸出拡大のための支援を実施している。																																																																																
現況等のデータ	○ＪＡの販売先別取扱高（ＪＡごと集計方法が異なる） ＪＡグリーン長野 (千円) <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">ＪＡ全農長野</th><th rowspan="2">ＪＡ直売所 (インショップ含む)</th><th rowspan="2">農産販売</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>市場</th><th>市場以外</th></tr><tr><td>R 3</td><td>3, 183, 420</td><td>193, 254</td><td>1, 597, 208</td><td>266, 380</td><td>5, 240, 371</td></tr><tr><td>R 4</td><td>3, 323, 971</td><td>203, 297</td><td>1, 686, 984</td><td>271, 378</td><td>5, 485, 630</td></tr><tr><td>R 5</td><td>3, 416, 811</td><td>208, 372</td><td>1, 764, 123</td><td>290, 993</td><td>5, 680, 299</td></tr><tr><td>R 6</td><td>3, 897, 634</td><td>243, 162</td><td>1, 763, 832</td><td>326, 231</td><td>6, 230, 859</td></tr><tr><td>R 7</td><td>3, 865, 256</td><td>227, 936</td><td>1, 028, 526</td><td>492, 780</td><td>5, 842, 434</td></tr></table> ※ 米穀・畜産は、「農産販売」に分類 ＪＡながの (千円) <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">ＪＡ全農（系統） 委託販売</th><th rowspan="2">ＪＡ全農以外 (系統外)</th><th rowspan="2">ＪＡ直売所 (インショップ含む)</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>市場</th><th>市場以外</th></tr><tr><td>R 3</td><td>3, 634, 121</td><td>282, 802</td><td></td><td>1, 076, 010</td><td>4, 992, 933</td></tr><tr><td>R 4</td><td>4, 080, 197</td><td>292, 289</td><td></td><td>1, 103, 256</td><td>5, 475, 742</td></tr><tr><td>R 5</td><td>3, 951, 543</td><td>381, 944</td><td></td><td>1, 122, 187</td><td>5, 455, 674</td></tr><tr><td>R 6</td><td>4, 413, 789</td><td>366, 873</td><td></td><td>1, 138, 996</td><td>5, 919, 658</td></tr><tr><td>R 7</td><td>4, 689, 712</td><td>439, 442</td><td></td><td>1, 219, 274</td><td>5, 908, 986</td></tr></table> ※ 信濃町、飯綱町、小川村分を含む。					年度	ＪＡ全農長野		ＪＡ直売所 (インショップ含む)	農産販売	合計	市場	市場以外	R 3	3, 183, 420	193, 254	1, 597, 208	266, 380	5, 240, 371	R 4	3, 323, 971	203, 297	1, 686, 984	271, 378	5, 485, 630	R 5	3, 416, 811	208, 372	1, 764, 123	290, 993	5, 680, 299	R 6	3, 897, 634	243, 162	1, 763, 832	326, 231	6, 230, 859	R 7	3, 865, 256	227, 936	1, 028, 526	492, 780	5, 842, 434	年度	ＪＡ全農（系統） 委託販売		ＪＡ全農以外 (系統外)	ＪＡ直売所 (インショップ含む)	合計	市場	市場以外	R 3	3, 634, 121	282, 802		1, 076, 010	4, 992, 933	R 4	4, 080, 197	292, 289		1, 103, 256	5, 475, 742	R 5	3, 951, 543	381, 944		1, 122, 187	5, 455, 674	R 6	4, 413, 789	366, 873		1, 138, 996	5, 919, 658	R 7	4, 689, 712	439, 442		1, 219, 274	5, 908, 986
年度	ＪＡ全農長野		ＪＡ直売所 (インショップ含む)	農産販売	合計																																																																												
	市場	市場以外																																																																															
R 3	3, 183, 420	193, 254	1, 597, 208	266, 380	5, 240, 371																																																																												
R 4	3, 323, 971	203, 297	1, 686, 984	271, 378	5, 485, 630																																																																												
R 5	3, 416, 811	208, 372	1, 764, 123	290, 993	5, 680, 299																																																																												
R 6	3, 897, 634	243, 162	1, 763, 832	326, 231	6, 230, 859																																																																												
R 7	3, 865, 256	227, 936	1, 028, 526	492, 780	5, 842, 434																																																																												
年度	ＪＡ全農（系統） 委託販売		ＪＡ全農以外 (系統外)	ＪＡ直売所 (インショップ含む)	合計																																																																												
	市場	市場以外																																																																															
R 3	3, 634, 121	282, 802		1, 076, 010	4, 992, 933																																																																												
R 4	4, 080, 197	292, 289		1, 103, 256	5, 475, 742																																																																												
R 5	3, 951, 543	381, 944		1, 122, 187	5, 455, 674																																																																												
R 6	4, 413, 789	366, 873		1, 138, 996	5, 919, 658																																																																												
R 7	4, 689, 712	439, 442		1, 219, 274	5, 908, 986																																																																												

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

ア 販路の拡大

No. 31

	○長野県の農産物産出額等 (億円)																					
	<table><tr><td></td><td>R 元</td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td></tr><tr><td>農産物産出額</td><td>2, 856</td><td>2, 916</td><td>3, 126</td><td>3, 197</td><td>3, 431</td><td>3, 829</td></tr><tr><td>農産物等の輸出額</td><td>12. 1</td><td>14. 9</td><td>17. 7</td><td>20. 1</td><td>24. 8</td><td>25. 8</td></tr></table> (県農政部推計値等、県農産物マーケティング室)		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	農産物産出額	2, 856	2, 916	3, 126	3, 197	3, 431	3, 829	農産物等の輸出額	12. 1	14. 9	17. 7	20. 1	24. 8	25. 8
	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6																
農産物産出額	2, 856	2, 916	3, 126	3, 197	3, 431	3, 829																
農産物等の輸出額	12. 1	14. 9	17. 7	20. 1	24. 8	25. 8																
策定時(R3)の評価	・J Aの販売先は、卸売市場が大きな割合を占めるが、J A直売所(インショップ含む。)の取扱高も一定割合を維持している。																					
取組方針	・市場などに対する販売力の強化により、農家所得の向上につなげる。 ・農産物直売所(インショップ含む。)を拡充する。																					
具体的取組 (アクションプラン)	・出荷市場の見直し等により、価格維持とコスト低減に取り組む。(J A) ・直売所での品揃えの充実に取り組む。(J A) ・J A組合長及び市長によるトップセールスを実施する。 ・ふるさと納税制度を活用し、J Aと市が連携して市内産農産物をPRする。																					

実施状況 (令和7年度)	(J Aグリーン長野) ・青果物の出荷前にプレスリリースをし、販路拡大及び消費拡大を実施した。 ・Aコープ3店舗と連携し、贈答・小売販売対応を行ったほか、インターネット販売の強化としてJ Aタウンでの販売に注力した。また、ふるさと納税・企業贈答・ダイレクトメールなどの企画も実施した。 (J Aながの) ・農産物公式オンラインショップ「たーんとながの」では、春先からアスパラガス・あんず・もも・プラム・りんご・米・りんご加工品など年間を通じた販売品目提案を行い、全国の消費者への販路拡大に取り組んだ。 ・農産物直売所では、HP・SNSを通じた情報発信。各種イベント(山菜フェア、お花市、りんご直売市、地元学生とのタイアップ即売会)を実施し、魅力ある直売所づくり、担い手育成に取り組んだ。 ・商談会を積極的に実施し、販売強化と総合供給基地としてのブランドの強化をすすめた。
-----------------	--

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

ア 販路の拡大

No. 32

区 分	内 容																																																													
項 目 (担 当)	農家の直接販売 農業政策課農業戦略企画室																																																													
経 過 ・ 現 況	2020 農林業センサスによると、販売金額 1 位の農産物を J A へ出荷している農業経営体は全体の 63.5%で、そのほかの出荷先は、卸売市場、集出荷団体、小売業者、食品製造業者などである。 消費者に直接販売を行っている経営体は、全体の 10.9%である。 ○主な支援 (1) 県の取組 県産品 B to B マッチングサイト「しあわせ商談サイト NAGANO」を開設し、W e b 上で商談できる体制を整えている。 ※本サイトは令和 8 年 3 月 31 日付けで閉鎖された。 (2) 市の取組 農業研修センターにおいて、農業者向けに J A 職員を講師に販売講座を開催するほか、宿泊施設や小売店などの実需者と生産者が商談できる地産地消情報交換会を開催している。 農業法人や農業者グループが行う直売所整備へ支援している。 (3) その他 贈答用やインターネットなどで直接に販売に取り組む生産者もある。																																																													
現況等のデータ	○農産物販売金額 1 位の出荷先別経営体数（法人含む）（2020 農林業センサス） <table><tr><th rowspan="2">農産物の販売のあった経営体</th><th colspan="7">農産物の出荷先別</th></tr><tr><th>J A</th><th>J A 以外の集出荷団体</th><th>卸売市場</th><th>小売業者</th><th>食品製造業・外食産業</th><th>消費者に直接販売</th><th>その他</th></tr><tr><td>3,861</td><td>2,452</td><td>237</td><td>544</td><td>92</td><td>31</td><td>421</td><td>84</td></tr><tr><td>100%</td><td>63.5%</td><td>6.1%</td><td>14.1%</td><td>2.4%</td><td>0.8%</td><td>10.9%</td><td>2.2%</td></tr></table> ○直売所等の状況 <table><tr><th></th><th>直売所※</th><th>インショップ※</th><th>合計</th><th>直売所売上額※</th></tr><tr><td>R 3</td><td>34 店</td><td>36 店</td><td>70 店</td><td>21.9 億円</td></tr><tr><td>R 4</td><td>34 店</td><td>36 店</td><td>70 店</td><td>20.6 億円</td></tr><tr><td>R 5</td><td>30 店</td><td>38 店</td><td>68 店</td><td>22.1 億円</td></tr><tr><td>R 6</td><td>29 店</td><td>36 店</td><td>65 店</td><td>21.5 億円</td></tr><tr><td>R 7</td><td>29 店</td><td>37 店</td><td>66 店</td><td>19.8 億円</td></tr></table> ※直売所は、おいしい信州フードキャンペーン推進委員会が運営するホームページ「おいしい信州フードネット」で公開されている長野市内の直売所合計（R7 の数値について、該当ページが長期メンテナンス中のため、同サイトを運営している長野県農業政策課農産物マーケティング室に掲載店舗数の聞き取りを行った。） ※インショップは、J A ながの及び J A グリーン長野が関わっている長野市内のインショップ	農産物の販売のあった経営体	農産物の出荷先別							J A	J A 以外の集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・外食産業	消費者に直接販売	その他	3,861	2,452	237	544	92	31	421	84	100%	63.5%	6.1%	14.1%	2.4%	0.8%	10.9%	2.2%		直売所※	インショップ※	合計	直売所売上額※	R 3	34 店	36 店	70 店	21.9 億円	R 4	34 店	36 店	70 店	20.6 億円	R 5	30 店	38 店	68 店	22.1 億円	R 6	29 店	36 店	65 店	21.5 億円	R 7	29 店	37 店	66 店	19.8 億円
農産物の販売のあった経営体	農産物の出荷先別																																																													
	J A	J A 以外の集出荷団体	卸売市場	小売業者	食品製造業・外食産業	消費者に直接販売	その他																																																							
3,861	2,452	237	544	92	31	421	84																																																							
100%	63.5%	6.1%	14.1%	2.4%	0.8%	10.9%	2.2%																																																							
	直売所※	インショップ※	合計	直売所売上額※																																																										
R 3	34 店	36 店	70 店	21.9 億円																																																										
R 4	34 店	36 店	70 店	20.6 億円																																																										
R 5	30 店	38 店	68 店	22.1 億円																																																										
R 6	29 店	36 店	65 店	21.5 億円																																																										
R 7	29 店	37 店	66 店	19.8 億円																																																										

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

ア 販路の拡大

No. 32

	合計 ※売上額は、5千万円以上の売上がある直売所の合計（地産地消の項目から転記）
策定時（R3） の 評 価	・農家の直接販売は、梱包や発送等のための労働時間は増加するが、流通等のコストを削減でき、安定的な販売と所得の向上につながっている。 ・情報通信技術の進展により、農家が直接販売を手掛けやすくなっている。 ・直売所やインショップは、新鮮な地元農産物を求める市民ニーズに対応しており、地産地消の推進につながっている。
取 組 方 針	・農家の直接販売を促進し、農家所得の向上につなげる。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・社会情勢の変化に対応し、農家の直接販売を支援する。

実 施 状 況 (令和7年度)	・ふるさと納税の返礼品として農産物を送る取り組みをしている。 (数値提供：長野市企画課)					
		R3	R4	R5	R6	R7
	返礼品の農産物申込件数	43,378	30,162	35,556	25,390	20,550

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

ア 販路の拡大

No. 33

区 分	内 容																																
項 目 (担 当)	ジビエの活用 森林いのしか対策課																																
経 過 ・ 現 況	有害鳥獣防除対策（駆除・個体数調整）により捕獲された鳥獣は、希少な自然の恵みでありながら、搬送や衛生管理の難しさなどからほとんどが地中埋設されている。また、埋設等の処理作業に要する労力が多大であることが影響し、実際の捕獲に躊躇してしまう状況にある。 このような状況の中、食肉加工施設として市内では初となる若穂地区野生鳥獣食肉加工施設が平成 25 年 3 月に地域組織により設置され、更には平成 31 年 2 月に中条地区に長野市ジビエ加工センターが設置されて 4 月から運営開始することにより、野生鳥獣の食肉利用を進めている。																																
現況等のデータ	○若穂地区野生鳥獣食肉加工施設（平成 25 年 3 月設置） 事業主体 若穂ジビエ振興会 設置場所 若穂保科高岡 構 造 鉄骨造 平屋 延べ床面積 42.9 m² 建 設 費 15,276,450 円（財源 市 14,502,000 円 自己資金 774,450 円） 受入実績（イノシシ・ニホンジカ） <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>受入頭数</td><td>40</td><td>48</td><td>38</td><td>20</td><td>28</td></tr></table> ○長野市ジビエ加工センター（平成 31 年 2 月設置） 事業主体 長野市 設置場所 中条住良木（道の駅中条東側） 構 造 鉄骨造 平屋 延べ床面積 330 m² 建 設 費 228,496,000 円（財源 国 120,000,000 円 市 108,496,000 円） 令和元年 7 月稼働（平成 31 年 4 月から 6 月まで試験稼働） 移動式解体処理車（1 台）や軽保冷車（7 台）を活用して、市域全域での捕獲に対応 受入実績（イノシシ・ニホンジカ） <table><tr><td></td><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td rowspan="2">受入頭数</td><td>長野市内</td><td>742</td><td>779</td><td>849</td><td>930</td><td>950</td></tr><tr><td>小川村内</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>63</td></tr></table> ※R 2 年 2 月以降は、CSF(豚熱)の影響によりイノシシの受入を休止中 ※R 7 年度から小川村内で捕獲されたニホンジカの受入を開始		R3	R4	R5	R6	R7	受入頭数	40	48	38	20	28			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	受入頭数	長野市内	742	779	849	930	950	小川村内	—	—	—	—	63
	R3	R4	R5	R6	R7																												
受入頭数	40	48	38	20	28																												
		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																											
受入頭数	長野市内	742	779	849	930	950																											
	小川村内	—	—	—	—	63																											
策 定 時 (R 3) の 評 価	・一定規模の処理頭数を確保し、食品衛生管理の徹底を図り、捕獲から搬送、処理加工及び販売をしっかりとつなげ、ビジネスとして持続できる安全で安心なジビエの安定供給を実現させる仕組みづくりが課題である。																																

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

ア 販路の拡大

No. 33

取 組 方 針	・若穂地区野生鳥獣食肉加工施設及び長野市ジビエ加工センターの利用拡大を促進する。 ・捕獲から搬送、ジビエ提供までの循環体制を確立する。 ・捕獲し、加工処理したジビエの需要を掘り起こすため、ジビエの魅力を発信する。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・加工処理施設の適正な衛生管理に努め、安心安全なジビエの供給を図る。 ・移動式解体処理車及びジビエ運搬専用軽保冷車を有効活用しながら、高品質なジビエの供給ができるような収集体制を構築する。 ・施設従事者を雇用し、食品衛生責任者養成講習やHACCP講習等を受講させ衛生管理技能を習得させるとともに、全国食肉学校や先進地での解体実地研修により処理加工技能を習得させる。 ・食用に適した捕獲個体をより多く搬入し、一定規模の処理加工ができるよう、猟友会組織と捕獲・収集体制を整備する。 ・ジビエのブランディングに向けたPR活動やイベントを実施する。

実 施 状 況 (令和7年度)	・猟友会との意見交換を踏まえ、ジビエ活用個体に対する捕獲補助金について見直しを随時行っており、令和6年度からは200円増額改定した。 令和7年度：ジビエ活用個体 { <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">食肉活用（優良）</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">23,200 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〃 （普通）</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">20,200 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">ペットフード等</td> <td style="text-align: right; padding: 0 10px;">17,200 円</td> </tr> </table> ・信州むしくらまつりでの試食会（中条地区）や長野県立大学の学生と開発したジビエ料理のふるまいを農業フェアとスマートシティ NAGANO で実施し、ジビエの普及促進を図った。 ・教育委員会と連携し、市立の小・中学校の給食にジビエの提供を進めており、保護者向けに作成したジビエのパンフレットを配布し、シカ肉の栄養価等をPRした。 ・良質なジビエ個体を搬入してもらえるように、安全で効率的なジビエ捕獲の手法を学んでもうための捕獲者向け講習会を開催した。	食肉活用（優良）	23,200 円	〃 （普通）	20,200 円	ペットフード等	17,200 円
食肉活用（優良）	23,200 円						
〃 （普通）	20,200 円						
ペットフード等	17,200 円						

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

イ 付加価値の向上

No. 34

区 分	内 容
項 目 (担 当)	6次産業化、農商工連携 農業政策課農政担当・農業戦略企画室・長野市農業公社
経 過 ・ 現 況	農業者が生産だけでなく加工・販売にも主体的に関わることにより、高付加価値を創出する6次産業化の取組が広がっている。 ○主な支援 (1) 国の支援 ・6次産業化に関する総合化事業計画の認定を行い、認定事業者は、交付金、無利子融資資金などを受けることができる。 (2) 県の支援 ・信州農業6次産業化推進事業補助金（財源は国の交付金） 推進事業（ソフト） 補助率 1/3 整備事業（ハード） 補助率 3/10（限度額 1 億円） ・信州6次産業化推進協議会を設置して、各地域振興局に相談窓口を設け、専門の相談員を配置している。 ・長野県の物産販売や情報発信拠点として、平成 26 年 10 月に「銀座NAGANO」がオープンし、農産物加工品などの販売を通じて6次産業化を支援している。 (3) 市の支援 ・市営農産物加工施設を5か所設置するほか、農業法人や農業者グループが行う農産物加工施設の整備に対して補助を行っている。 ・農産物加工施設等支援事業 加工施設・機械等 補助率 1/2 以内（限度額 500 万円） (4) 長野市農業公社の取組 ・賛助会員同士が行う農商工連携による、ながのいのちブランドの商品開発を支援している。また、加工事業等に取り組む農業法人の設立に当たり、出資による支援を行っている。 ・長野市地産地消推進協議会との共催により、地元生産者と実需者とのマッチングを行う「地産地消ながの情報交換会」を開催し、6次産業化、農商工連携を支援している。 ○地理的表示（G I）保護制度 ・伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの地域特性を生かした農林水産品や加工品の名称を知的財産として登録することで類似品の氾濫を防ぐために、品質が保証された地域ブランド産品を保護する制度。

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携
イ 付加価値の向上

No. 34

現況等のデータ	○支援の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報交換会参加団体</td><td>—※</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>特産品開発・加工支援 (農業公社)</td><td>2 件</td><td>2 件</td><td>3 件</td><td>3 件</td><td>2 件</td></tr> </tbody> </table> ※Webサイト活用講座を開催						R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	情報交換会参加団体	—※	—	—	—	—	特産品開発・加工支援 (農業公社)	2 件	2 件	3 件	3 件	2 件
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																		
情報交換会参加団体	—※	—	—	—	—																		
特産品開発・加工支援 (農業公社)	2 件	2 件	3 件	3 件	2 件																		
策定時(R 3) の 評 価	・近年は、国の総合化事業計画や市の加工施設等支援事業の申請が低調である。 ・農業公社の商品開発件数や情報交換会の参加団体は、毎年、一定数を維持している。																						
取 組 方 針	・農業者が自ら行う農産物の加工・販売やブランド化について、農業者と食品製造事業者や学術機関との連携の取組を促進する。 ・生産者と実需者とのマッチングにより、6次産業化、農商工連携を支援する。																						
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・商品開発や加工施設の整備に対して、国・市の制度により支援する。 ・情報交換会へ多くの参加者を確保し、加工品に対する実需者ニーズを把握して販売に結びつける。																						
実 施 状 況 (令和7年度)	・6次産業化の実現に向け、農業者からの相談に関係機関と連携して応じた。 ・令和7年度は、2品（ぶどうのネクター・りんごのブランデー）に対して支援を行った。																						

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

イ 付加価値の向上

No. 35

区 分	内 容																		
項 目 (担 当)	スマート農業 農業政策課農政担当・農業戦略企画室																		
経 過 ・ 現 況	本市では、2040 年にありたい姿を描いた長期戦略 2040 を令和 2 年 5 月に策定した。農業分野のビジョンを「特産農産物の高付加価値化と持続可能な生産体制を確立する」として、スマート農業やブランド化などに取り組むとした。 スマート農業は、農業生産現場における作業の自動化と省力化を通じて、生産性の向上や人手不足への対応など農業が抱える課題の解決や軽減に資する強力なツールになる。 I o T 技術を活用したデータ駆動型農業の実現を目指し、栽培技術の可視化などの実証実験に取り組むとともに、本市農業に適したスマート農業用機械等の開発と導入を支援することでソフト・ハードの両面からスマート農業を推進する。 ○情勢 ・国は、先端技術を活用した農業用の機械やデータ活用の研究開発と技術の実証、現場への普及を総合的に推進している。 ・市内に自動操舵の農業用機械やドローンを使用している農業者がいる。 ・J A では、スマートフォンで営農資材を発注できるシステムの導入や霜被害防止のために気温センサーを導入している。 ○市の取組 ・スマート農業用機械等導入支援※ 5 戸以上の農業者で組織された団体及び法人経営の認定農業者：5 /10 以内（上限額 200 万円） 個人経営の認定農業者：5/10 以内（上限額 150 万円） ドローン等の技術認定取得：5/10 以内 限度額 10 万円																		
現況等のデータ	○支援の状況（件） <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>スマート農業用機械開発支援</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>スマート農業用機械等導入支援</td><td>3</td><td>7</td><td>7</td><td>9</td><td>10</td></tr></table> ※スマート農業用機械開発支援は令和 3 年度～令和 5 年度に実施。		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	スマート農業用機械開発支援	1	1	0	-	-	スマート農業用機械等導入支援	3	7	7	9	10
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7														
スマート農業用機械開発支援	1	1	0	-	-														
スマート農業用機械等導入支援	3	7	7	9	10														
策 定 時 (R 3) の 評 価	・令和 3 年度からの取組であるので、評価をしない。																		
取 組 方 針	・熟練農業者の栽培技術を地域や次の世代への継承や、農作業の効率化を図ることで、持続可能な農業の推進と農作物の高付加価値化につなげる。																		

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

イ 付加価値の向上

No. 35

具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・気象センサーで観測したデータを JA や県などと連携して分析し、気候変動による農作物の被害や生育不良の軽減を図る。 ・本市の農業に適したスマート農業用機械の開発に対し支援する。 ・農業用ドローンなどのスマート農業用機械の導入に対し支援する。
--------------------------------	---

実 施 状 況 (令和 7 年度)	・温度、降雨量を含む 7 つの気象データを観測する気象センサーを設置した。 ・大学等の研究機関と共同でドローンによる果樹（リンゴ）の人工受粉や画像の深層学習モデルを活用した腐ラン病の検出に関する調査及び研究を実施している。 ・スマート農業用機械導入等を支援し、農作業の効率化や経営規模拡大を促進した。
-----------------------------	--

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

イ 付加価値の向上

No. 36

区 分	内 容																													
項 目 (担 当)	農福連携 農業政策課農業戦略企画室、長野市農業公社																													
経 過 ・ 現 況	農福連携とは、障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のことで、この取組により農業分野の労働力不足と福祉分野の新たな就労機会の確保など、双方の課題解決を図ることが期待でき、また、農福連携で作られた生産物の理解が深まり、農福連携で行う農業が経済的に発展することで地域の共生社会の実現が期待できる。 平成 31 年 3 月に農福連携により生産された商品のアピール力とブランド力を高めるため、障害者が生産の工程に携わった生鮮・加工食品であることを保証する日本農林規格（J A S）の一つとして、いわゆるノウフク J A S が制定された。 ○情勢 ・ ノウフク J A S 認証取得が生まれたり、ノウフクアワードが開催されたりするなど農福連携を促進する動きが広がりつつある。 ・ 県セルフセンター協議会が行う「農福就労チャレンジ」プロジェクトの取組により、障害者が農業分野で活躍する機会が増えてきた。 ○市及び農業公社の取組 ・ 農業公社、県セルフセンター協議会、関係課で農福連携の推進を確認 ・ ニュースレター「農福連携のススメ」を発行 ・ 引きこもり者支援に向けた関係課及び関係団体との意見交換 ・ 農業公社で障害者就労事業所の職員及び事業所利用者向けの農業作業体験会を実施																													
現況等のデータ	○農作業体験（講習）会 <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>体験(講習)会</td><td>6 回</td><td>7 回</td><td>5 回</td><td>5 回</td><td>6 回</td></tr></table> ○農業者と施設利用者との作業マッチング件数 ※ <table><tr><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>マッチング件数</td><td>40 回</td><td>57 回</td><td>71 回</td><td>75 回</td><td>86 回</td></tr></table> ※農作業を委託したい農業者と、手伝いたい施設利用者間のマッチングを実施し、農業分野における人手不足解消及び福祉分野における社会参画推進を図る。							R3	R4	R5	R6	R7	体験(講習)会	6 回	7 回	5 回	5 回	6 回		R3	R4	R5	R6	R7	マッチング件数	40 回	57 回	71 回	75 回	86 回
	R3	R4	R5	R6	R7																									
体験(講習)会	6 回	7 回	5 回	5 回	6 回																									
	R3	R4	R5	R6	R7																									
マッチング件数	40 回	57 回	71 回	75 回	86 回																									

④ 農産物の販売力強化と他産業との連携

イ 付加価値の向上

No. 36

策定時(R3) の 評 価	・ 農業公社が開催する講習会により農業者と障害者就労事業所及び事業所利用者の相互理解が深まり、マッチングを模索する動きが現れてきた。
取 組 方 針	・ 共生社会の実現に向け、農業者と障害者の双方の特性の理解を促進する。 ・ 農福連携の認知度を高めるとともに、農福連携で行う農業の経済的な発展を促進する。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 農福連携の啓発として、ニューズレター「農福連携のススメ」を発行する。 ・ 障害者就労事業所の職員及び事業所利用者の農作業技術の向上を支援する。 ・ 新たに農福連携に取り組む農業者や障害者就労事業所の開拓や障害者就労事業所以外へのアプローチを進める。 ・ ノウフク J A S の認証取得を支援する。
実 施 状 況 (令和7年度)	・ 農福連携の取り組みを紹介する「農福連携のススメ」を1回発行した。 ・ 事業所職員や利用者に農業技術向上を支援する体験会を6回実施するとともに、マッチングを86回実施した。

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

ア 地産地消・食文化伝承

No. 37

区 分	内 容																		
項 目 (担 当)	地産地消の推進 農業政策課農政担当																		
経 過 ・ 現 況	地域で生産された新鮮で安全・安心な農産物を地域で消費する「地産地消」に対する関心の高まりを受けて、関係者が連携して地産地消の普及・推進に取り組んでいる。 ○農産物直売所（インショップ含む） ・市内各地域に設置されており、新鮮な地元農産物を提供している。 ○長野市農業祭 ・農家と市民の収穫祭である長野市農業祭が昭和 43 年から開催されており、地産地消を P R する場となっている。 ○長野市地産地消推進協議会 ・平成 16 年度に長野商工会議所などで構成する長野市地産地消推進協議会が設立され、市内の飲食店・ホテルなどでの地元食材の利用を拡大するため、地産地消協力店の認定や、協力店を紹介するガイドブックの作成、地元生産者と実需者とのマッチングを行う「地産地消ながの情報交換会」を開催している。 ○学校給食 ・学校給食での地元農産物の利用を拡大するため、生産者と学校給食栄養師等との懇談、ほ場視察を実施している。 ・J A が、学校給食における重点品目を定めて生産者を確保し、入札に参加している。 ○長野市農業公社 ・長野市農業公社では、「ながのいのち」ブランドで地元農産物・加工品の販売と消費拡大を図るため、アンテナショップの開設と移動販売車ひっぱりだこ号の運行を行うほか、トイゴ広場で長野銀座にぎわい市などを実施している。																		
現況等のデータ	○地産地消協力店等 <table><tr><td></td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>地産地消協力店数</td><td>156</td><td>159</td><td>166</td><td>166</td><td>168</td></tr><tr><td>直売所売上額（億円）※</td><td>21.9</td><td>20.6</td><td>22.1</td><td>21.5</td><td>19.8</td></tr></table> ※売上額は5千万円以上の売上有る直売所の合計		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	地産地消協力店数	156	159	166	166	168	直売所売上額（億円）※	21.9	20.6	22.1	21.5	19.8
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7														
地産地消協力店数	156	159	166	166	168														
直売所売上額（億円）※	21.9	20.6	22.1	21.5	19.8														

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

ア 地産地消・食文化伝承

No. 37

策 定 時 (R 3) の 評 価	・地産地消協力店数及び情報交換会への参加団体数は、増加している。 ・直売所売り上げ額は、増加している。
取 組 方 針	・地産地消への市民の関心や理解を高めていく。 ・学校給食や飲食店などでの長野地域産農産物の利用を拡大する。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・地産地消協力店において旬の農産物を提供してもらえるよう、地産地消協力店と生産農家との橋渡しを行う。 ・地産地消協力店をホームページやガイドブック等でPRして、観光客や市民の関心高めるとともに、新たな協力店を開拓する。 ・長野市農業祭に周辺市町村からの参加を募り、市外へも周知して来場者数の増加に取り組む。 ・学校給食栄養師のは場視察や生産者等との懇談会を実施する。 ・学校給食における市内農産物の利用状況について、生産者やJAに情報提供する。
実 施 状 況 (令和7年度)	・地産地消協力店の直売所等を巡る「おいしいながのスタンプラリー」キャンペーンを令和7年10月から12月まで開催した。 ・令和7年10月に第55回長野市農業祭をビッグハット及び若里市民文化ホールで開催した。連携中枢都市圏事業として須坂市、飯綱町からも出店があり、来場者数は約8,000人となった。 ・地産地消協力店と長野市農業青年協議会会員との間での農産物の取引に向け、商談会を開催した。

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

イ 都市と農村の交流

No. 38

区 分	内 容																																																														
項 目 (担 当)	農業体験交流 農業政策課農業戦略企画室																																																														
経 過 ・ 現 況	○ J Aや地域の農業者グループの取組 ・ 地域の資源を有効に活用した農作業体験（田植え、収穫等の農作業体験を通じた都市部の住民との交流事業） ・ 食農体験（農作物を栽培収穫し、調理加工する体験） ○市の支援 ・ 中山間地域の農業者グループの活動に対して支援を行っている。 （補助率 1/2 以内、上限額：農業体験 10 万円、食農体験 20 万円） ・ 小中学校では、米作り、果樹栽培など地域性を反映した農業体験学習を実施している。																																																														
現況等のデータ	○市補助事業の令和 7 年度実績 農業体験 <table><tr><th>地区</th><th>事業主体</th><th>内容</th><th>回数</th><th>延べ参加人数</th></tr><tr><td>大岡</td><td>大岡グリーンツーリズム倶楽部</td><td>味噌作り、収穫等の農作業体験</td><td>7</td><td>108</td></tr><tr><td>信里</td><td>のぶさと農楽耕</td><td>棚田オーナー制度</td><td>1</td><td>16</td></tr><tr><td colspan="3">合計</td><td>8</td><td>124</td></tr></table> ○都市農村交流活動の実施状況（長野地域振興局調べ） （人） <table><tr><th></th><th>R 2</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td>年間参加者数</td><td>10, 344</td><td>8, 555</td><td>12, 064</td><td>13, 442</td><td>21, 442</td><td>38, 622</td></tr></table> ○市内小中学校での令和 7 年度農業体験実施延べ校数 <table><tr><th>内容</th><th>小学校</th><th>中学校</th><th>計</th></tr><tr><td>米作り</td><td>39</td><td>1</td><td>40</td></tr><tr><td>野菜作り</td><td>89</td><td>30</td><td>119</td></tr><tr><td>果樹栽培</td><td>24</td><td>6</td><td>30</td></tr><tr><td>その他の作物</td><td>25</td><td>2</td><td>27</td></tr><tr><td>合計</td><td>177</td><td>39</td><td>216</td></tr></table>					地区	事業主体	内容	回数	延べ参加人数	大岡	大岡グリーンツーリズム倶楽部	味噌作り、収穫等の農作業体験	7	108	信里	のぶさと農楽耕	棚田オーナー制度	1	16	合計			8	124		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	年間参加者数	10, 344	8, 555	12, 064	13, 442	21, 442	38, 622	内容	小学校	中学校	計	米作り	39	1	40	野菜作り	89	30	119	果樹栽培	24	6	30	その他の作物	25	2	27	合計	177	39	216
地区	事業主体	内容	回数	延べ参加人数																																																											
大岡	大岡グリーンツーリズム倶楽部	味噌作り、収穫等の農作業体験	7	108																																																											
信里	のぶさと農楽耕	棚田オーナー制度	1	16																																																											
合計			8	124																																																											
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																									
年間参加者数	10, 344	8, 555	12, 064	13, 442	21, 442	38, 622																																																									
内容	小学校	中学校	計																																																												
米作り	39	1	40																																																												
野菜作り	89	30	119																																																												
果樹栽培	24	6	30																																																												
その他の作物	25	2	27																																																												
合計	177	39	216																																																												

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

イ 都市と農村の交流

No. 38

策定時(R3) の 評 価	・ 中山間地域では、実施団体構成員の高齢化が進んでおり、負担が大きくなっているが、農地の維持や高齢者の生きがいにつながっている。 ・ 都市農村交流事業に多くの参加者があり、農業への理解につながっている。 ・ 小中学校では米や野菜、果樹など地域の特色を生かした農業体験学習が行われており、郷土や農業を知るための貴重な機会となっている。
取 組 方 針	・ 地域でできる範囲で、無理せず長く続けていけるよう支援する。 ・ 農業体験交流により食文化の伝承及び食農活動を支援していく。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 広報ながのを通じた参加者の募集や、その他の準備事務を支援する。 ・ 中山間地域以外の平坦地域や、小中学校での農業体験への支援策を検討する。 ・ 農業体験の受入れ可能な協力農家の情報を整備して、実施グループや学校などとの橋渡しを行う。
実 施 状 況 (令和7年度)	・ 中山間地域の農業者グループが行う農業体験について、補助金の交付や広報ながのを通じた参加者の募集など準備事務を支援した。

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

イ 都市と農村の交流

No. 39

区 分	内 容																								
項 目 (担 当)	小中学生農家民泊誘致 農業政策課農業戦略企画室・長野市農業公社																								
経 過 ・ 現 況	農家民泊事業は、学校教育の一環として行う農林業の体験学習を伴うホームステイであり、平成 18 年に 2 地区でスタートし、現在は 7 地区で受入れが行われている。 ○実施地区（カッコは事業開始年） ・ 鬼無里（H18）、大岡（H18）、信里（H20）、芋井戸隠（H22）、信州新町（H27）、若穂（H30）、松代（R5） ※信更は H23 から受入れを開始したが、R5 をもって終了 ※七二会は H23 から受入れを開始したが、R6 をもって終了 ※信州新町は H27 から受入れを開始したが、R7 をもって終了 ※芋井は、R7 から「芋井・戸隠農山村民泊受入れの会」に名称変更 ○長野市小中学校農家民泊誘致・受入事業補助金 ・ 受入回数割：1 回当たり 3 万円、上限 15 万円 ・ 実施経費割：10 分の 5 以内、上限 5 万円 合算して 上限 20 万円 ○長野市子ども夢学校受入れ協議会 ・ 農業公社を事務局として平成 21 年に組織し、アドバイスをを行うとともに受入れ団体間の連携や情報共有を図っている。 ・ 令和 3 年 2 月に受け入れ窓口を一本化する新たな組織が立ち上げられた。																								
現況等のデータ	○小中学校農家民泊受入状況 <table><tr><td></td><td>R 元</td><td>R 2</td><td>R 3</td><td>R 4</td><td>R 5</td><td>R 6</td><td>R 7</td></tr><tr><td>受入地区数</td><td>8</td><td>8</td><td>2</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>7</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>3,466</td><td>0</td><td>106</td><td>853</td><td>1,560</td><td>1,854</td><td>1,918</td></tr></table> ※R 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で受入れを中止した。		R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	受入地区数	8	8	2	8	8	8	7	参加者数	3,466	0	106	853	1,560	1,854	1,918
	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																		
受入地区数	8	8	2	8	8	8	7																		
参加者数	3,466	0	106	853	1,560	1,854	1,918																		
策 定 時 (R 3) の 評 価	・ 高齢化により受入れ農家が減少傾向にある。 ・ 各地区の受入れ組織の連携により、事務負担の軽減、受入れや誘致活動を行える体制が整えられた。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で受入れを中止したが、再開に向け受入れ農家の研修や誘致活動に取り組んだ。																								
取 組 方 針	・ 既に実施している地区については、今後も無理のない範囲で継続していけるよう支援する。 ・ 新規の受入地区を増やす。																								
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・ 農業公社の長野市子ども夢学校受入れ協議会を通じて、地域間や周辺市町村との情報交換や連携を行う。 ・ 新しい受入れ組織立ち上げに協力する。																								

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

イ 都市と農村の交流

No. 39

実施状況 (令和7年度)	・受入れ窓口を一本化する長野市農家民泊予約センターにより、各受入れ組織の事務負担の軽減を図り、各組織が連携し受入れや誘致活動を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症の影響から徐々に農家民泊の受入れ数が戻りつつある。
-----------------	--

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

イ 都市と農村の交流

No. 40

区 分	内 容																																						
項 目 (担 当)	市民農園（市民菜園） 農業政策課農業農政担当																																						
経 過 ・ 現 況	市内に都市部の住民がレクリエーションや生きがいや健康増進を目的に野菜などを栽培する小面積に区分された市民農園（市民菜園）が設置されている。 ○市民農園整備促進法によるもの ・開設は、市町村が指定した市民農園区域または市街化区域に限られ、附帯施設（休憩施設、駐車場など）を整備することができる。 ・長野市市民農園（開設者：長野市） 市内の6か所に設置している。そのうち大岡中ノ在家クライנגルテンは、短期滞在できる施設等を備えている。 ○特定農地貸付法によるもの ・開設は特に区域を限っていないが、附帯施設を整備することはできない。 ・市では、住民自治協議会と協働して市民菜園の開設を行う法人に対し開設費を支援しており、若槻、小田切、川中島の3地区で市民菜園が運営されている。 ○農園利用方式によるもの ・農業者が農園に係る農業経営を自ら行い、農業者の指導・管理のもとに利用者がレクリエーション等のために農作業を体験するもので、農業者と利用者は農園利用契約を締結する。（農地の貸借を行うものではない。） ・長野市農業公社市民菜園事業 長野市農業公社が、農業者が開設する市民菜園に関する事務（利用者の決定、利用料の徴収など）を代行している。 市街化区域にある市民菜園は、宅地化等により廃止されるものがある。																																						
現況等のデータ	○市民農園等の利用状況（長野市・長野市農業公社） <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr><tr><td rowspan="2">長野市</td><td>区画数</td><td>267</td><td>267</td><td>267</td><td>267</td><td>267</td></tr><tr><td>利用率(%)</td><td>57</td><td>60</td><td>60</td><td>55</td><td>57</td></tr><tr><td rowspan="2">農業公社</td><td>区画数</td><td>1,061</td><td>985</td><td>1,004</td><td>977</td><td>917</td></tr><tr><td>利用率(%)</td><td>90</td><td>84</td><td>80</td><td>79</td><td>80</td></tr></table>						区 分		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	長野市	区画数	267	267	267	267	267	利用率(%)	57	60	60	55	57	農業公社	区画数	1,061	985	1,004	977	917	利用率(%)	90	84	80	79	80
区 分		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																	
長野市	区画数	267	267	267	267	267																																	
	利用率(%)	57	60	60	55	57																																	
農業公社	区画数	1,061	985	1,004	977	917																																	
	利用率(%)	90	84	80	79	80																																	
策 定 時 (R 3) の 評 価	・中山間地域にある長野市市民農園の利用率が低下傾向にある。 ・農業公社の市民菜園は、高い利用率を維持している。																																						

⑤ 農業・農村に対する理解の促進

イ 都市と農村の交流

No. 40

取 組 方 針	・開設や運営について相談にのり、特定農地貸付法や農園利用方式による住民自治協議会や農地所有者が行う市民菜園の開設を支援する。
具 体 的 取 組 (アクションプラン)	・住民自治協議会や農地所有者へのPRや相談などにより市民菜園の開設を支援する。 ・長野市市民農園のうち利用率が低い農園について今後の運営方針を検討する。

実 施 状 況 (令和7年度)	利用案内チラシの作成、広報ながのや市政番組、ホームページにて利用者募集情報の周知を図ったほか、利用率の低い安庭市民農園の認知度を高めるため、市民農園PR事業として、以下の取り組みを実施した。 ・長野市農業政策課、広報広聴課、長野市農業公社が共同で野菜の栽培から調理までの動画を企画・制作し、YouTubeにて発信。 ・長野県立大学生と協同し、市民農園の紹介や農作業の様子などの動画を制作し、Instagramにて発信。
--------------------	---